

令和7年9月尾三消防組合議会定例会提出議案一覧

議案番号	議案名
議案第13号	令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第14号	尾三消防組合職員定数条例の一部を改正する条例
議案第15号	尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第17号	尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号	財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）
議案第19号	令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）
議員提出議案 第1号	尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年度

一般会計決算書

尾三消防組合

目 次

令和 6 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算書 ————— 7 頁

令和 6 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書 ——— 1 2 頁

実質収支に関する調書 ————— 5 0 頁

財産に関する調書 ————— 5 1 頁

地 方 債 ————— 5 4 頁

基 金 ————— 5 5 頁

令和 6 年 度

尾 三 消 防 組 合 一 般 会 計 決 算 書

議案第 13 号

令和 6 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき別冊監査委員の意見書を付けて
尾三消防組合議会の認定に付す。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(△印は減)

款	項	予 算 現 額 (円)	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 納 欠損額 (円)	収 入 未済額 (円)	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較 (円)
1 分担金及び 負担金		4,001,194,000	4,001,194,000	4,001,194,000	0	0	0
	1 分担金	4,001,194,000	4,001,194,000	4,001,194,000	0	0	0
2 使用料及び 手数料		3,902,000	4,641,100	4,641,100	0	0	739,100
	1 使用料	4,000	5,850	5,850	0	0	1,850
	2 手数料	3,898,000	4,635,250	4,635,250	0	0	737,250
3 国庫支出金		117,197,000	117,197,713	6,681,713	0	110,516,000	△110,515,287
	1 国庫補助金	110,516,000	110,516,000	0	0	110,516,000	△110,516,000
	2 国庫負担金	6,681,000	6,681,713	6,681,713	0	0	713
4 県支出金		1,248,000	1,248,000	1,248,000	0	0	0
	1 県交付金	1,248,000	1,248,000	1,248,000	0	0	0
5 財産収入		4,447,000	7,908,192	7,908,192	0	0	3,461,192
	1 財産運用収入	3,147,000	3,148,192	3,148,192	0	0	1,192
	2 財産売却収入	1,300,000	4,760,000	4,760,000	0	0	3,460,000
6 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 繰入金		50,115,000	50,115,123	50,115,123	0	0	123
	1 繰入金	50,115,000	50,115,123	50,115,123	0	0	123
8 繰越金		137,330,540	137,330,663	137,330,663	0	0	123
	1 繰越金	137,330,540	137,330,663	137,330,663	0	0	123
9 諸収入		55,818,000	55,826,958	55,826,958	0	0	8,958
	1 諸収入	55,818,000	55,826,958	55,826,958	0	0	8,958
10 地方債		737,400,000	315,400,000	315,400,000	0	0	△422,000,000
	1 地方債	737,400,000	315,400,000	315,400,000	0	0	△422,000,000
歳入合計		5,108,652,540	4,690,861,749	4,580,345,749	0	110,516,000	△528,306,791

歳 出

(△印は減)

款	項	予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較 (円)
1 議会費		825,000	685,998	0	139,002	139,002
	1 議会費	825,000	685,998	0	139,002	139,002
2 総務費		3,556,872,000	3,514,163,675	0	42,708,325	42,708,325
	1 総務管理費	3,556,701,000	3,514,001,675	0	42,699,325	42,699,325
	2 監査委員費	171,000	162,000	0	9,000	9,000
3 消防費		1,429,996,649	736,989,851	679,750,584	13,256,214	693,006,798
	1 消防費	1,429,996,649	736,989,851	679,750,584	13,256,214	693,006,798
4 公債費		116,423,000	116,422,597	0	403	403
	1 公債費	116,423,000	116,422,597	0	403	403
5 予備費		4,535,891	0	0	4,535,891	4,535,891
	1 予備費	4,535,891	0	0	4,535,891	4,535,891
歳出合計		5,108,652,540	4,368,262,121	679,750,584	60,639,835	740,390,419

歳 入 歳 出 差 引 額 2 1 2 , 0 8 3 , 6 2 8 円

う ち 基 金 繰 入 額 0 円

令 和 7 年 9 月 2 5 日 提 出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

令和 6 年 度

尾 三 消 防 組 合 一 般 会 計 決 算 説 明 書

令和6年度尾三消防組合一般

歳入

款	項	目	予 算			現
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額 (円)	計 (円)
1 分担金及び 負担金			4,001,194,000	0	0	4,001,194,000
	1 分担金		4,001,194,000	0	0	4,001,194,000
		1 分担金	4,001,194,000	0	0	4,001,194,000
2 使用料及び 手数料			4,144,000	△242,000	0	3,902,000
	1 使用料		4,000	0	0	4,000
		1 使用料	4,000	0	0	4,000
	2 手数料		4,140,000	△242,000	0	3,898,000
		1 手数料	4,140,000	△242,000	0	3,898,000
3 国庫支出金			52,397,000	64,800,000	0	117,197,000
	1 国庫補助金		52,396,000	58,120,000	0	110,516,000
		1 緊急消防援 助隊設備整 備費補助金	52,396,000	△3,222,000	0	49,174,000
		2 消防防災 施設整備費 補助金	0	61,342,000	0	61,342,000

会計歳入歳出決算事項別明細書

(△印は減)

額		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 納 入 欠 損 額 (円)	収 未 済 入 入 額 (円)	備 考 (円)
節						
区 分	金 額 (円)					
		4, 001, 194, 000	4, 001, 194, 000	0	0	
		4, 001, 194, 000	4, 001, 194, 000	0	0	
		4, 001, 194, 000	4, 001, 194, 000	0	0	
1 分担金	4, 001, 194, 000	4, 001, 194, 000	4, 001, 194, 000	0	0	各市町分担金 日進市 (24. 7061%) 分担率分 988, 539, 000 豊明市 (21. 0895%) 分担率分 843, 832, 000 みよし市 (20. 3422%) 分担率分 813, 931, 000 長久手市 (18. 1236%) 分担率分 725, 160, 000 東郷町 (15. 7386%) 分担率分 629, 732, 000
		4, 641, 100	4, 641, 100	0	0	
		5, 850	5, 850	0	0	
		5, 850	5, 850	0	0	
1 使用料	4, 000	5, 850	5, 850	0	0	行政財産目的外使用料
		4, 635, 250	4, 635, 250	0	0	
		4, 635, 250	4, 635, 250	0	0	
1 手数料	3, 898, 000	4, 635, 250	4, 635, 250	0	0	消防関係申請手数料
		117, 197, 713	6, 681, 713	0	110, 516, 000	
		110, 516, 000	0	0	110, 516, 000	
		49, 174, 000	0	0	49, 174, 000	
1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	49, 174, 000	49, 174, 000	0	0	49, 174, 000	※翌年度繰越財源
		61, 342, 000	0	0	61, 342, 000	
1 消防防災施設整備費補助金	61, 342, 000	61, 342, 000	0	0	61, 342, 000	※翌年度繰越財源

款	項	目	予 算 現			
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額 (円)	計 (円)
	2 国庫負担金		1,000	6,680,000	0	6,681,000
		1 緊急消防援助隊活動費負担金	1,000	6,680,000	0	6,681,000
4 県支出金			1,272,000	△24,000	0	1,248,000
	1 県交付金		1,272,000	△24,000	0	1,248,000
		1 消防交付金	1,272,000	△24,000	0	1,248,000
5 財産収入			4,428,000	19,000	0	4,447,000
	1 財産運用収入		3,128,000	19,000	0	3,147,000
		1 財産貸付収入	2,860,000	0	0	2,860,000
		2 利子及び配当金	268,000	19,000	0	287,000
	2 財産売払収入		1,300,000	0	0	1,300,000
		1 物品売払収入	1,300,000	0	0	1,300,000
6 寄附金			1,000	0	0	1,000
	1 寄附金		1,000	0	0	1,000
		1 寄附金	1,000	0	0	1,000

(△印は減)

額		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 欠 損 額 (円)	収 未 済 入 額 (円)	備 考 (円)
節						
区 分	金 額 (円)					
		6,681,713	6,681,713	0	0	
		6,681,713	6,681,713	0	0	
1 緊急消防援助隊活動費負担金	6,681,000	6,681,713	6,681,713	0	0	緊急消防援助隊活動費負担金
		1,248,000	1,248,000	0	0	
		1,248,000	1,248,000	0	0	
		1,248,000	1,248,000	0	0	
1 消防交付金	1,248,000	1,248,000	1,248,000	0	0	石油貯蔵施設立地対策等交付金
		7,908,192	7,908,192	0	0	
		3,148,192	3,148,192	0	0	
		2,860,000	2,860,000	0	0	
1 財産貸付収入	2,860,000	2,860,000	2,860,000	0	0	庁舎等賃貸料
		288,192	288,192	0	0	
1 利子及び配当金	287,000	288,192	288,192	0	0	財政調整基金運用利子 20,616 消防施設整備等基金運用利子 267,576
		4,760,000	4,760,000	0	0	
		4,760,000	4,760,000	0	0	
1 物品売払収入	1,300,000	4,760,000	4,760,000	0	0	物品売払収入
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
1 寄附金	1,000	0	0	0	0	

款	項	目	予 算 現			
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額 (円)	計 (円)
7 繰入金			1,000	50,114,000	0	50,115,000
	1 繰入金		1,000	50,114,000	0	50,115,000
		1 繰入金	1,000	50,114,000	0	50,115,000
8 繰越金			20,000,000	50,651,000	66,679,540	137,330,540
	1 繰越金		20,000,000	50,651,000	66,679,540	137,330,540
		1 繰越金	20,000,000	50,651,000	66,679,540	137,330,540
9 諸収入			53,211,000	2,607,000	0	55,818,000
	1 諸収入		53,211,000	2,607,000	0	55,818,000
		1 諸収入	53,211,000	2,607,000	0	55,818,000

(△印は減)

額		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 欠 損 額 (円)	収 未 済 入 額 (円)	備 考 (円)
節						
区 分	金 額 (円)					
		50,115,123	50,115,123	0	0	
		50,115,123	50,115,123	0	0	
		50,115,123	50,115,123	0	0	
1 繰入金	50,115,000	50,115,123	50,115,123	0	0	財政調整基金繰入金
		137,330,663	137,330,663	0	0	
		137,330,663	137,330,663	0	0	
		137,330,663	137,330,663	0	0	
1 繰越金	137,330,540	137,330,663	137,330,663	0	0	前年度繰越金 70,651,123 前年度繰越金（繰越明許分） 66,679,540
		55,826,958	55,826,958	0	0	
		55,826,958	55,826,958	0	0	
		55,826,958	55,826,958	0	0	
1 雑収入	55,818,000	55,826,958	55,826,958	0	0	派遣職員（出向）人件費 49,549,801 高速自動車国道救急業務に 関する支弁金 1,462,980 生命保険等事務費 1,264,746 消防広域応援交付金 2,107,910 自動販売機光熱水費 314,124 写しの交付に要する費用 4,130 預金利子 97,295 救急車同乗実習生受入金 408,000 メンタルヘルス関連講座 助成金 54,000 職員負担分公舎使用料 339,600 雑入 224,372

款	項	目	予 算 現			
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費繰 越財源充当額 (円)	計 (円)
10 地方債			633,100,000	△81,400,000	185,700,000	737,400,000
	1 地方債		633,100,000	△81,400,000	185,700,000	737,400,000
		1 地方債	633,100,000	△81,400,000	185,700,000	737,400,000
歳 入 合 計			4,769,748,000	86,525,000	252,379,540	5,108,652,540

(△印は減)

額		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	備 考 (円)
節						
区 分	金 額 (円)					
		315,400,000	315,400,000	0	0	
		315,400,000	315,400,000	0	0	
		315,400,000	315,400,000	0	0	
1 地方債	737,400,000	315,400,000	315,400,000	0	0	車両整備事業 ※予算現額中422,000,000円は 翌年度繰越財源
		4,690,861,749	4,580,345,749	0	110,516,000	

歳 出

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
1 議会費			825,000	0	0	0	825,000
	1 議会費		825,000	0	0	0	825,000
		1 議会費	825,000	0	0	0	825,000
2 総務費			3,443,773,000	113,099,000	0	0	3,556,872,000
	1 総務 管理費		3,443,602,000	113,099,000	0	0	3,556,701,000
		1 一般 管理費	38,380,000	△1,433,000	0	0	36,947,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
		685,998	0	139,002	
		685,998	0	139,002	
		685,998	0	139,002	
1 報酬	675,000	674,998	0	2	議会議員報酬
9 交際費	150,000	11,000	0	139,000	議長交際費
		3,514,163,675	0	42,708,325	
		3,514,001,675	0	42,699,325	
		35,895,458	0	1,051,542	
1 報酬	437,000	369,988	0	67,012	管理者 75,000 副管理者 233,988 情報公開・個人情報保護 審査会委員 61,000
5 災害補償費	1,000	0	0	1,000	
7 報償費	100,000	95,147	0	4,853	表彰費
9 交際費	150,000	11,000	0	139,000	管理者交際費
10 需用費	5,541,000	4,981,265	0	559,735	消耗品費 3,332,291 印刷製本費 566,574 例規集データベース更新費用 1,082,400
11 役務費	895,000	849,176	0	45,824	クリーニング代 9,900 保険料 2,880 通信運搬費 530,134 インターネット利用料 306,262
12 委託料	7,585,000	7,574,380	0	10,620	システム保守委託料 4,881,360 弁護士顧問委託料 660,000 ホームページ保守委託料 224,400 パソコン設定委託料 1,369,500 採用試験委託料 351,120 備品台帳データ抽出委託料 88,000

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(1 一般管理費)					
		2 人事 管理費	3,185,760,000	67,851,000	0	0	3,253,611,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
13 使用料及び賃借料	22,237,000	22,014,502	0	222,498	複合機使用料 822,437 放送受信料 258,725 システム借上料 12,459,260 パソコン借上料 5,072,555 例規集システム使用料 1,188,000 駐車場使用料 1,400 道路通行料 181,270 複合機借上料 336,600 ホームページサーバ使用料 62,255 公舎使用料 1,632,000
21 補償、補填及び賠償金	1,000	0	0	1,000	
		3,215,108,631	0	38,502,369	
1 報酬	5,504,988	5,504,988	0	0	会計年度任用職員報酬 2款 1項 2目 2節から流用 72,988
2 給料	1,349,346,012	1,348,530,235	0	815,777	職員給料 1,339,170,235 暫定再任用職員給料 9,360,000 2款 1項 2目 1節へ流用 △72,988
3 職員手当等	1,121,529,000	1,100,688,268	0	20,840,732	管理職手当 40,623,000 管理職員特別勤務手当 1,539,500 扶養手当 60,833,299 地域手当 144,463,192 住居手当 21,074,374 通勤手当 24,773,920 特殊勤務手当 12,040,320 時間外勤務手当 90,701,209 休日勤務手当 20,652,801 夜間勤務手当 26,354,935 期末勤勉手当 609,683,938 児童手当 42,250,000 暫定再任用職員地域手当 936,000 暫定再任用職員通勤手当 259,800

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(2 人事管理費)					

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
					暫定再任用職員期末勤勉手当 2,059,200 会計年度任用職員期末勤勉手当 1,890,780 単身赴任手当 552,000
4 共済費	696,750,000	681,753,332	0	14,996,668	共済組合負担金 447,297,566 共済組合追加費用負担金 19,595,052 退職手当組合負担金 207,071,489 地方公務員災害補償基金負担金 5,613,891 労災保険料 20,234 雇用保険料 302,049 厚生年金保険料 1,733,746 特定健康診査負担金 51,100 子ども・子育て拠出金 68,205
7 報償費	114,000	74,000	0	40,000	心の健康相談事業謝礼金 20,000 惨事ストレス講師謝礼金 54,000
8 旅費	3,735,000	3,557,992	0	177,008	一般旅費 254,646 総務省派遣旅費 266,209 消防大学校研修旅費 265,576 消防学校研修旅費 2,342,904 教養視察研修旅費 75,532 受託研修旅費 208,825 普通旅費及び費用弁償 144,300
12 委託料	12,379,000	11,746,949	0	632,051	公平委員会事務委託料 101,700 職員健康診断等委託料 7,155,160 B型肝炎等予防接種委託料 1,993,079 産業医委託料 1,056,000 職員研修委託料 904,870 昇任試験委託料 536,140

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(2 人事管理費)					
		3 会計 管理費	198,000	0	0	0	198,000
		4 財産 管理費	219,264,000	46,681,000	0	0	265,945,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
18 負担金、補助及び交付金	64,253,000	63,252,867	0	1,000,133	派遣職員（受入）負担金 57,056,221 職員共助会補助金 2,136,394 消防大学校研修負担金 454,700 消防学校研修負担金 2,585,161 各種資格取得補助金 743,891 消防車両（大型）研修負担金 260,400 個人情報保護法改正 対応講座負担金 5,500 危険物取扱者保安講習受講料 10,600
		173,884	0	24,116	
10 需用費	117,176	93,060	0	24,116	印刷製本費 2款 1項 3目 11節へ流用 △29,824
11 役務費	80,824	80,824	0	0	現金輸送保険料 10,000 残高証明書発行手数料 21,120 振込関係手数料 49,704 2款 1項 3目 10節から流用 29,824
		262,823,702	0	3,121,298	
7 報償費	18,000	18,000	0	0	庁舎建替意見聴取謝礼金 2款 1項 4目 10節から流用 18,000
10 需用費	22,953,844	21,233,950	0	1,719,894	消耗品費 1,601,251 光熱水費 9,861,904 修繕料 9,770,795 2款 1項 4目 7節へ流用 △18,000 2款 1項 4目 13節へ流用 △70,156
11 役務費	1,857,000	1,704,506	0	152,494	一般加入電話料 234,353 ごみ搬入利用料 160,200 ダイヤルイン電話料 366,569 庁舎火災保険料 835,883 収入印紙代 400 各種手数料 26,180 家電リサイクル料 41,921 浄化槽法定検査料 39,000

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(4 財産管理費)					

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
12 委託料	25, 445, 000	25, 178, 823	0	266, 177	庁舎美化委託料 2, 841, 943 消防用設備点検委託料 704, 000 自家用電気工作物 保安管理委託料 2, 574, 000 非常用自家発電設備保守委託料 492, 800 自家用給油取扱所地下タンク 検査委託料 107, 800 浄化槽維持管理委託料 832, 700 庁舎清掃委託料 1, 804, 000 ごみ処分委託料 1, 321, 100 植木管理委託料 312, 400 剪定業務委託料 552, 340 公会計財務書類作成業務委託料 352, 000 空調設備等保守点検委託料 4, 492, 400 エレベータ保守点検委託料 224, 400 雨水ろ過装置管理委託料 52, 140 P C B廃棄物収集運搬・処分業務委託料 327, 800 長寿命化調査・基本設計業務委託料 7, 590, 000 新庁舎等建築概算費用設計委託料 597, 000
13 使用料及び賃借料	9, 818, 156	9, 811, 624	0	6, 532	寝具借上料 6, 680, 156 清掃用品借上料 391, 488 土地借上料 2, 738, 930 施設使用料 1, 050 2款 1項 4目 10節から流用 70, 156
14 工事請負費	15, 513, 000	14, 747, 700	0	765, 300	豊明消防署スカイウォーク防水改修工事 6, 435, 000 豊明消防署排煙オペレータ取替工事 2, 420, 000 みよし消防署南出張所事務室空調機取替工事 946, 000 長久手消防署擁壁・側溝取り合い工事 244, 200 本部動力変圧器取替工事 2, 634, 500 日進消防署西出張所空調機取替工事 2, 068, 000

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(4 財産管理費)					
	2 監査 委員費		171,000	0	0	0	171,000
		1 監査 委員費	171,000	0	0	0	171,000
3 消防費			1,191,362,000	△14,209,000	252,379,540	464,109	1,429,996,649
	1 消防費		1,191,362,000	△14,209,000	252,379,540	464,109	1,429,996,649
		1 消防費	558,271,000	△2,106,000	252,379,540	0	808,544,540

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
17 備品購入費	761,000	551,760	0	209,240	一般備品
24 積立金	189,579,000	189,577,339	0	1,661	財政調整基金積立金 ・ 利子積立金 50,135,739 消防施設整備等基金積立金 ・ 利子積立金 139,441,600
		162,000	0	9,000	
		162,000	0	9,000	
1 報酬	162,000	162,000	0	0	監査委員報酬
10 需用費	9,000	0	0	9,000	
		736,989,851	繰越明許費 679,750,584	13,256,214	
		736,989,851	繰越明許費 679,750,584	13,256,214	
		618,400,318	繰越明許費 184,542,584	5,601,638	
7 報償費	27,000	27,000	0	0	救急講師謝礼金
8 旅費	2,282,000	2,176,096	繰越明許費 87,684	18,220	一般旅費
10 需用費	73,410,000	70,711,898	0	2,698,102	消耗品費 19,800 燃料費 4,087,585 印刷製本費 390,724 修繕料 6,853,973 職員被服費 30,031,920 救急業務用資材費 15,626,754 応急手当普及啓発用資材費 1,039,608 非常用食糧整備事業費 409,891 街の救命ステーション資材費 38,197 消防・救助業務用資材費 10,768,060 感染対策用資材費 1,180,987 救護支援ボランティア資材費 264,399
11 役務費	10,447,740	9,390,909	繰越明許費 164,900	891,931	携帯電話料 35,412 クリーニング代 45,540 各種保険料 818,450 車両点検手数料 5,388,416 任意自動車保険料 2,400,270

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
					自賠責保険料 287,020 車両登録・抹消手数料 283,560 (繰越明許分不用額 85,510) 救急救命士関係手数料 115,591 各種手数料 16,650 銃砲所持許可申請手数料 0 (繰越明許分不用額 10,800)
12 委託料	14,092,000	13,815,846	0	276,154	潜水器具機能点検委託料 61,600 線量計等保守点検委託料 920,700 ガス検知器点検委託料 167,200 はしご車機能点検委託料 1,787,500 医療廃棄物処理委託料 393,250 患者監視装置保守点検委託料 313,500 人工呼吸器等保守点検委託料 491,700 救急業務支援委託料 3,335,200 病院実習委託料 5,343,536 空気ボンベ充填設備 保守点検委託料 216,700 絶縁用保護具点検委託料 303,160 重機オペレーター研修委託料 221,100 アルコール検知器点検委託料 257,400 タイヤ交換委託料 3,300
13 使用料及び賃借料	31,000	30,800	0	200	駐車場使用料
15 原材料費	800,000	798,480	0	1,520	消防・救助訓練用材料費
17 備品購入費	692,198,000	506,874,475	繰越明許費 184,085,000	1,238,525	救助用資機材整備事業 7,363,092 消防用資機材整備事業 4,436,333 車両整備事業 489,533,800 (繰越明許分不用額 913,000) 応急手当普及啓発用備品 整備事業 807,620 救急用資機材整備事業 4,733,630

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(1 消防費)					
		2 予防費	7,199,000	△293,000	0	0	6,906,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
18 負担金、補助及び交付金	12,379,000	12,181,714	0	197,286	救急救命士養成負担金 9,737,900 救急救命士再教育負担金 385,000 尾張東部地区 メディカルコントロール 協議会負担金 135,982 日本臨床救急医学会負担金 20,000 日本救急医学会 中部地方会負担金 3,000 尾三消防連絡協議会負担金 250,000 愛知安全運転管理協議会負担金 90,000 愛知県下高速道路 消防連絡協議会負担金 6,000 消防救助研修負担金 954,532 全国消防長会会費 389,600 全国消防長会研修負担金 3,000 愛知県消防長会負担金 27,000 全国消防協会会費 148,300 愛知県消防協会会費 22,700 西三河地域消防協議会負担金 8,700
26 公課費	2,877,800	2,393,100	繰越明許費 205,000	279,700	車両重量税 (繰越明許分不用額 208,600)
		6,714,242	0	191,758	
7 報償費	112,000	112,000	0	0	防火作品表彰費 57,000 講師等謝礼金 55,000
8 旅費	125,000	85,347	0	39,653	一般旅費
10 需用費	3,505,000	3,375,279	0	129,721	消耗品費 1,219,104 印刷製本費 1,234,630 防火啓発品費 921,545
11 役務費	532,000	525,376	0	6,624	携帯電話料 22,476 保険料 14,200 振込手数料 822 通信運搬費 487,878
13 使用料及び賃借料	1,681,000	1,674,160	0	6,840	危険物関係法令 検索システム使用料 316,800 S N S使用料 1,317,360 消防フェスタ機材借上料 40,000

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(2 予防費)					
		3 指令費	559,846,000	△6,041,000	0	0	553,805,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
15 原材料費	50,000	42,390	0	7,610	訓練等材料費
17 備品購入費	323,000	321,860	0	1,140	予防業務用備品 252,560 防火防災啓発備品 69,300
18 負担金、 補助及び 交付金	578,000	577,830	0	170	危険物安全協会補助金 362,000 愛知県少年消防クラブ負担金 54,000 予防技術検定負担金 51,300 予防関係各種講習負担金 103,530 尾三危険物安全協会会費 7,000
		57,324,521	繰越明許費 495,208,000	1,272,479	
8 旅費	34,000	33,128	0	872	一般旅費
10 需用費	3,223,000	2,418,568	0	804,432	消耗品費 299,069 修繕料 1,813,020 デジタル無線基地局電気代 306,479
11 役務費	16,613,000	16,394,872	0	218,128	一般加入電話料 184,972 携帯電話料 13,236 署所間ネットワーク 専用回線利用料 10,139,052 N E T 1 1 9 利用料 2,640,000 位置情報通知システム利用料 1,153,428 発信地表示システム利用料 466,488 消防専用線電話料 532,752 指令系統電話料 272,720 衛星携帯電話利用料 345,600 携帯電話直接受信 転送用 I N S 利用料 113,750 高度情報通信 ネットワーク利用料 89,364 無線従事者養成講習会手数料 1,750 外国語通訳業務利用料 129,800 インターネット利用料 310,200 A V M 用 L T E 回線 契約手数料 880 転送用回線光契約手数料 880

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(3 指令費)					
		4 特別 消防隊費	6,505,000	△91,000	0	464,109	6,878,109

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
12 委託料	28,614,000	23,743,940	繰越明許費 4,730,000	140,060	指令施設保守委託料 10,665,600 デジタル無線保守委託料 11,748,000 指令システム住所プログラム 変更委託料 1,276,000 A V M用回線接続委託料 22,000 転送用回線光接続委託料 32,340
13 使用料及び 賃借料	4,027,000	3,929,283	0	97,717	複合機使用料 44,303 デジタル無線基地局借上料 3,352,800 電話交換機借上料 532,180
14 工事請負費	500,784,000	10,304,250	繰越明許費 490,478,000	1,750	指令放送設備更新事業 10,243,200 I P 電話用回線接続工事費 61,050
18 負担金、 補助及び 交付金	510,000	500,480	0	9,520	愛知県防災行政無線 運営協議会分担金 496,480 研修講習負担金 4,000
		6,830,472	0	47,637	
8 旅費	426,309	425,358	0	951	一般旅費 5款 1項 1目 1節から充用 418,309
10 需用費	4,448,000	4,442,985	0	5,015	消耗品費 1,367,638 印刷製本費 139,040 修繕料 99,660 職員被服費 1,151,447 救助技術訓練用資材費 1,685,200
11 役務費	740,800	710,471	0	30,329	携帯電話料 211,427 ボンベ耐圧試験料 347,314 ボンベ充填手数料 83,930 廃油処理手数料 22,000 各種手数料 45,800 5款 1項 1目 1節から充用 45,800
12 委託料	565,000	562,870	0	2,130	車両特殊装置点検委託料 353,320 タイヤ交換委託料 26,400 化学検知器点検委託料 183,150

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(4 特別消防隊費)					
		5 日進 消防署費	9,044,000	△700,000	0	0	8,344,000
		6 西 出張所費	3,884,000	0	0	0	3,884,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
13 使用料及び賃借料	277,000	268,219	0	8,781	複合機使用料 91,629 駐車場使用料 4,000 潜水施設使用料 172,590
15 原材料費	30,000	29,785	0	215	訓練等材料費
17 備品購入費	391,000	390,784	0	216	備品購入費
		7,144,229	0	1,199,771	
10 需用費	7,543,532	6,352,291	0	1,191,241	消耗品費 554,892 光熱水費 3,435,410 燃料費 2,168,499 修繕料 193,490 3款 1項 5目 13節へ流用 △12,468
11 役務費	560,000	552,647	0	7,353	一般加入電話料 181,541 携帯電話料 116,225 ボンベ耐圧試験料 89,617 ボンベ充填手数料 155,584 各種手数料 9,680
12 委託料	112,000	111,100	0	900	消防ポンプ機能点検委託料
13 使用料及び賃借料	98,468	98,468	0	0	複合機使用料 64,712 放送受信料 33,756 3款 1項 5目 10節から流用 12,468
15 原材料費	30,000	29,723	0	277	訓練等材料費
		3,479,133	0	404,867	
10 需用費	3,559,053	3,156,072	0	402,981	消耗品費 193,243 光熱水費 2,142,196 燃料費 723,343 修繕料 97,290 3款 1項 6目 11節へ流用 △6,947
11 役務費	260,947	260,947	0	0	一般加入電話料 97,011 携帯電話料 35,412 ボンベ耐圧試験料 37,620 ボンベ充填手数料 90,904 3款 1項 6目 10節から流用 6,947

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(6 西出張所費)					
		7 みよし 消防署費	7,920,000	△342,000	0	0	7,578,000
		8 南 出張所費	3,494,000	△419,000	0	0	3,075,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
13 使用料及び賃借料	54,463	54,463	0	0	複合機使用料 20,707 放送受信料 33,756 3款 1項 6目 15節から流用 463
15 原材料費	9,537	7,651	0	1,886	訓練等材料費 3款 1項 6目 13節へ流用 △463
		6,416,540	0	1,161,460	
10 需用費	6,807,781	5,699,052	0	1,108,729	消耗品費 457,655 光熱水費 4,178,988 燃料費 944,154 修繕料 118,255 3款 1項 7目 13節へ流用 △9,219
11 役務費	445,000	396,829	0	48,171	一般加入電話料 155,315 携帯電話料 80,782 ボンベ耐圧試験料 102,069 ボンベ充填手数料 58,663
12 委託料	217,000	216,700	0	300	消防ポンプ機能点検委託料
13 使用料及び賃借料	78,219	78,219	0	0	複合機使用料 53,703 放送受信料 24,516 3款 1項 7目 10節から流用 9,219
15 原材料費	30,000	25,740	0	4,260	訓練等材料費
		2,659,557	0	415,443	
10 需用費	2,742,000	2,330,032	0	411,968	消耗品費 187,957 光熱水費 1,350,290 燃料費 697,625 修繕料 94,160
11 役務費	278,000	275,701	0	2,299	一般加入電話料 95,133 携帯電話料 35,412 ボンベ耐圧試験料 79,585 ボンベ充填手数料 65,571

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(8 南出張所費)					
		9 東郷 消防署費	6,984,000	△700,000	0	0	6,284,000
		10 豊明 消防署費	13,344,000	△1,150,000	0	0	12,194,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
13 使用料及び賃借料	45,000	44,316	0	684	複合機使用料 19,800 放送受信料 24,516
15 原材料費	10,000	9,508	0	492	訓練等材料費
		5,698,102	0	585,898	
10 需用費	5,565,731	4,992,299	0	573,432	消耗品費 436,623 光熱水費 2,956,262 燃料費 1,465,850 修繕料 133,564 3款 1項 9目 11節へ流用 △4,793 3款 1項 9目 13節へ流用 △6,476
11 役務費	436,793	436,793	0	0	一般加入電話料 151,562 携帯電話料 80,741 ボンベ耐圧試験料 87,846 ボンベ充填手数料 116,644 3款 1項 9目 10節から流用 4,793
12 委託料	173,000	170,203	0	2,797	消防ポンプ機能点検委託料 111,100 車両特殊装置点検委託料 59,103
13 使用料及び賃借料	78,476	78,476	0	0	複合機使用料 44,720 放送受信料 33,756 3款 1項 9目 10節から流用 6,476
15 原材料費	30,000	20,331	0	9,669	訓練等材料費
		10,674,555	0	1,519,445	
10 需用費	10,758,000	9,272,888	0	1,485,112	消耗品費 665,179 光熱水費 6,061,029 燃料費 2,286,330 印刷製本費 63,340 修繕料 197,010
11 役務費	878,000	857,082	0	20,918	一般加入電話料 307,901 携帯電話料 127,637 ボンベ耐圧試験料 183,986 ボンベ充填手数料 201,058 保険料 36,500

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
		(10 豊明消防署費)					
		11 南部 出張所費	3,329,000	△480,000	0	0	2,849,000
		12 長久手 消防署費	11,542,000	△1,887,000	0	0	9,655,000

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
12 委託料	143, 000	142, 538	0	462	車両特殊装置点検委託料
13 使用料及び賃借料	160, 000	147, 070	0	12, 930	複合機使用料 113, 314 放送受信料 33, 756
15 原材料費	255, 000	254, 977	0	23	訓練等材料費
		2, 718, 375	0	130, 625	
10 需用費	2, 503, 200	2, 374, 749	0	128, 451	消耗品費 179, 879 光熱水費 1, 397, 430 燃料費 702, 598 修繕料 94, 842 3款 1項 11目 11節へ流用 △16, 800
11 役務費	283, 800	283, 800	0	0	一般加入電話料 86, 025 携帯電話料 57, 888 ボンベ耐圧試験料 45, 496 ボンベ充填手数料 94, 391 3款 1項 11目 10節から流用 16, 800
13 使用料及び賃借料	52, 000	50, 916	0	1, 084	複合機使用料 19, 800 放送受信料 31, 116
15 原材料費	10, 000	8, 910	0	1, 090	訓練等材料費
		8, 929, 807	0	725, 193	
10 需用費	8, 596, 000	7, 944, 944	0	651, 056	消耗品費 605, 964 光熱水費 5, 249, 292 燃料費 1, 941, 848 修繕料 147, 840
11 役務費	629, 000	588, 710	0	40, 290	一般加入電話料 181, 533 携帯電話料 115, 864 ボンベ耐圧試験料 183, 568 ボンベ充填手数料 107, 745
12 委託料	275, 000	258, 500	0	16, 500	消防ポンプ機能点検委託料
13 使用料及び賃借料	99, 000	83, 694	0	15, 306	複合機使用料 59, 178 放送受信料 24, 516
15 原材料費	56, 000	53, 959	0	2, 041	訓練等材料費

款	項	目	予 算 現				
			当初予算額 (円)	補正予算額 (円)	継続費及び 繰越事業費 繰越額 (円)	予備費支出 及び 流用増減 (円)	計 (円)
4 公債費			128,788,000	△12,365,000	0	0	116,423,000
	1 公債費		128,788,000	△12,365,000	0	0	116,423,000
		1 元金	126,520,000	△11,000,000	0	0	115,520,000
		2 利子	2,268,000	△1,365,000	0	0	903,000
5 予備費			5,000,000	0	0	△464,109	4,535,891
	1 予備費		5,000,000	0	0	△464,109	4,535,891
		1 予備費	5,000,000	0	0	△464,109	4,535,891
歳 出 合 計			4,769,748,000	86,525,000	252,379,540	0	5,108,652,540

(△印は減)

額		支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考 (円)
節					
区 分	金 額 (円)				
		116,422,597	0	403	
		116,422,597	0	403	
		115,520,000	0	0	
22 償還金、 利子及び 割引料	115,520,000	115,520,000	0	0	長期債元金
		902,597	0	403	
22 償還金、 利子及び 割引料	903,000	902,597	0	403	長期債利子
		0	0	4,535,891	
		0	0	4,535,891	
		0	0	4,535,891	
	0	0	0	0	3款 1項 4目 へ充用 △464,109
		4,368,262,121	繰越明許費 679,750,584	60,639,835	

実質収支に関する調書

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入 総 額		4,580,345,749
2 歳 出 総 額		4,368,262,121
3 歳 入 歳 出 差 引 額		212,083,628
4 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	147,234,584
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	147,234,584
5 実 質 収 支 額		64,849,044
6 実質収支額のうち地方自治法第233条 の2ただし書きの規定による基金繰入額		0

財産に関する調書

(1) 土地及び建物

(単位: m²)

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
建 物 (非 木 造)	本 部 庁 舎	3, 191. 62	————	3, 191. 62
	消 防 車 庫	145. 80	————	145. 80
	油 庫	12. 40	————	12. 40
	豊 明 消 防 署 庁 舎	3, 780. 92	————	3, 780. 92
	主 訓 練 塔	173. 25	————	173. 25
	副 訓 練 塔	108. 00	————	108. 00
	救 急 消 毒 室	81. 00	————	81. 00
	南 部 出 張 所 庁 舎	599. 37	————	599. 37
	日 進 消 防 署 庁 舎	1, 719. 46	————	1, 719. 46
	整 備 機 材 庫	100. 00	————	100. 00
	油 庫	12. 24	————	12. 24
	西 出 張 所 庁 舎	558. 00	————	558. 00
	みよし消防署庁舎	1, 406. 12	————	1, 406. 12
	整 備 機 材 庫	162. 80	————	162. 80
	南 出 張 所 庁 舎	334. 60	————	334. 60
	倉 庫	36. 00	————	36. 00
	長久手消防署庁舎	1, 966. 97	————	1, 966. 97
	整 備 機 材 庫	159. 36	————	159. 36
	整 備 機 材 庫	48. 70	————	48. 70
	救 急 消 毒 室	69. 30	————	69. 30
	東 郷 消 防 署 庁 舎	1, 523. 57	————	1, 523. 57
	整 備 機 材 庫	142. 75	————	142. 75
	建 物 計	16, 332. 23	————	16, 332. 23
土地 (本部庁舎・訓練場)		8, 431. 05	————	8, 431. 05

(2) 車両及び消防用主要機器材等

区 分		前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
			増	減	
消 防 車	は し ご 車	4		1	3
	高 所 救 助 車	1			1
	化 学 車	2			2
	救 助 工 作 車	3	1	1	3
	救 助 タ ン ク 車	5	2	2	5
	タ ン ク 車	5	1	1	5
	ポ ン プ 車	2			2
	水 槽 車	5	2	2	5
	資 機 材 搬 送 車	3			3
	重 機 搬 送 車	1			1
車 両	重 機	1			1
	救 急 車	13	1		14
	指 揮 車	1			1
	指 揮 調 査 車	2			2
	指 令 車	7			7
	予 防 連 絡 車	8			8
	支 援 車	2			2
	多 目 的 車	1			1
	事 務 連 絡 車	6			6
通 信 用 機 器	指 令 台	3			3
	指 揮 台	1			1
	無 線 統 制 台	1			1
	自 動 録 音 装 置	1			1
	自 動 出 動 指 定 装 置	1			1
	発 信 地 表 示 装 置	1			1
	指 令 伝 送 装 置	1			1
	地 図 等 検 索 装 置	4			4
	気 象 情 報 収 集 装 置	1			1
	緊 急 通 報 装 置	1			1
	愛知県高度情報通信ネットワーク通信設備	1			1
	1 1 9 番 通 報 訓 練 装 置	1			1
	携 帯 無 線 機 (400MHz ア ナ ロ グ)	162			162
	無 線 機 (260MHz デ ジ タ ル)	151			151

区 分		前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
			増	減	
消防・救急用機器	空 気 呼 吸 器	121	8	12	117
	送 排 風 機	17		3	14
	三 連 梯 子	22	3	3	22
	潜 水 器 具	16	2	2	16
	油 圧 式 救 助 器 具	22	5	4	23
	救 命 索 発 射 銃	3	1	1	3
	削 岩 機	11	1	2	10
	マ ン ホ ー ル 救 助 器 具	5	2	1	6
	エ ア ー マ イ テ ィ ー	9	4	3	10
	簡 易 画 像 探 索 機	2			2
	熱 画 像 直 視 装 置	7	18		25
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	4		1	3
	救 命 用 ボ ー ト	6			6
	船 外 機	1			1
	放 射 線 測 定 器	91		5	86
	陽 圧 式 化 学 防 護 服	6			6
	除 染 資 器 材	1	1		2
	画 像 探 査 装 置	1	1		2
	地 中 音 響 探 知 機	1			1
	夜 間 用 暗 視 装 置	1			1
救急用機器	地 震 警 報 器	1			1
	無 人 航 空 機	2			2
	生 物 剤 検 知 器	1			1
	除 細 動 器	22	3	2	23
	生 体 情 報 監 視 装 置	0			0
	救急セット（先行救急用）	9			9
	心肺蘇生訓練人形（成人）	58	6	10	54
	心肺蘇生訓練人形（小児・ベビー）	21	2	2	21
	A E D ト レ ー ナ ー	40	6	6	40
	高度救命処置用訓練人形	9	1	1	9
その他	エ ア ー テ ン ト	4		1	3
	オ ゾ ン 水 除 染 シ ス テ ム	1			1
	煙 体 験 ハ ウ ス	5	1	1	5
	講習用自動火災報知設備	2			2
	ミ ニ 消 防 車	3			3
	消 火 体 験 装 置	5			5
	高 圧 空 気 圧 縮 機	1			1

地 方 債

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中		決算年度末現在高
		発 行 額	償 還 額	
令和元年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)	1,750,000		1,750,000	0
令和元年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊救急自動車)	2,500,000		2,500,000	0
令和元年度一般事業 (指令システム整備部分更新事業)	23,400,000		23,400,000	0
令和2年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	10,400,000		5,200,000	5,200,000
令和3年度一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車)	33,000,000		11,000,000	22,000,000
令和3年度一般補助施設整備等事業 (救助工作車)	27,750,000		9,250,000	18,500,000
令和4年度施設整備事業・一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車)	31,280,000		7,820,000	23,460,000
令和4年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊はしご付消防自動車)	100,000,000		25,000,000	75,000,000
令和5年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	29,000,000		5,800,000	23,200,000
令和5年度施設整備事業・一般事業 (はしご消防自動車)	185,100,000		23,800,000	161,300,000
令和6年度施設整備事業・一般事業 (救助工作車Ⅱ型) 令和5年度繰越分		99,800,000		99,800,000
令和6年度施設整備事業・一般事業 (大型水槽車2台) 令和5年度繰越分		85,900,000		85,900,000
令和6年度施設整備事業・一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型)		42,200,000		42,200,000
令和6年度施設整備事業・一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ型2台)		87,500,000		87,500,000
合 計	444,180,000	315,400,000	115,520,000	644,060,000

基 金

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
1 財 政 調 整 基 金	100,000,000	20,616	100,020,616
2 消 防 施 設 整 備 等 基 金	521,211,058	139,441,600	660,652,658
合 計	621,211,058	139,462,216	760,673,274

令和 6 年 度

主 要 施 策 報 告 書

尾三消防組合

令和6年度における主要施策の成果について

令和6年度尾三消防組合一般会計の決算を議会の認定に付すにあたり、地方自治法第233条第5項の規定により主要施策の成果及び予算執行の実績について報告する。

令和7年9月25日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

目 次

1 総括	1
2 歳入歳出決算の状況	2
3 主な事業	
(1) 組合議会の状況	6
(2) 監査の状況	6
(3) 工事等の執行状況	7
(4) 刊行物等発刊の状況	8
(5) 福利厚生事業の状況	8
(6) 職員の教育・研修の状況	8
(7) 会計管理の状況	10
(8) 消防業務の状況	10
(9) 予防業務の状況	13
(10) 通信指令業務の状況	18
(11) 警防業務の状況	19
4 地方債の状況	22
5 基金の状況	24
6 その他の事項	
(1) 職員の状況	25
(2) 車両等の配備状況	26

1 総括

当組合は、「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」という尾三消防組合消防力整備計画（第8次）の基本理念のもと、「住民サービスの更なる向上」、「消防を支える組織体制の強化」、「組織運営を支える組織マネジメント」の3つを基本方針とし、目指す組織の将来像の実現のため、各種事業を実施し、消防力の強化を図りました。

令和6年度決算額は、前年度と比較して、歳入が9.3%、歳出が7.8%の増となりました。主な歳入歳出決算科目については、以下のとおりです。

歳入については、分担金及び負担金が、歳入決算の構成比87.4%を占める40億119万4,000円（7.7%増）となったほか、国庫支出金が、668万1,713円（55.2%減）、繰入金が、5,011万5,123円（38.8%減）、地方債が、3億1,540万円（47.3%増）となりました。令和5年度、車体供給で遅れていた救助工作車及び水槽車2台の繰越金は、1億3,733万663円（40%増）となりました。

歳出については、老朽化に伴う指令放送設備の更新や庁舎防水工事等の修繕を行ったほか、車両整備事業では、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車を更新しましたが、車体供給の遅れにより予定していた救助工作車を、指令システム部分更新事業では、ソフトウェアの不具合により令和7年度へ繰り越しました。

消防施設の長寿命化を目的に設けた消防施設整備等基金への積立金は、1億8,957万7,339円（16.6%減）となりました。

消防広報では、「SNS（LINE及びインスタグラム）」や子ども向けホームページ「びさんキッズ消防署」を活用したPRに加え、消防行政施策、防火防災思想等の普及啓発を図ることを目的としたカプセルトイの販売事業を開始するなど、実効性のある火災予防啓発に取り組みました。

2 歳入歳出決算の状況

区 分	令和6年度（円）	令和5年度（円）
歳入総額(A)	4,580,345,749	4,190,468,819
歳出総額(B)	4,368,262,121	4,053,138,156
歳入歳出差引額(A)-(B) (C)	212,083,628	137,330,663
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	147,234,584	66,679,540
実質収支額(C)-(D) (E)	64,849,044	70,651,123

(1) 歳入決算

令和6年度の歳入決算は、予算現額51億865万2,540円に対し、収入済額45億8,034万5,749円、収入率は89.7%で、5億2,830万6,791円の歳入減であり、その内訳は第1表のとおりです。

第1表 歳入決算内訳

(△印は減)

款	予算現額（円）	収入済額（円）	収入率（%）	予算現額と収入済額との比較（円）
1 分担金及び負担金	4,001,194,000	4,001,194,000	100.0	0
2 使用料及び手数料	3,902,000	4,641,100	118.9	739,100
3 国庫支出金	117,197,000	6,681,713	5.7	△ 110,515,287
4 県支出金	1,248,000	1,248,000	100.0	0
5 財産収入	4,447,000	7,908,192	177.8	3,461,192
6 寄附金	1,000	0	0.0	△ 1,000
7 繰入金	50,115,000	50,115,123	100.0	123
8 繰越金	137,330,540	137,330,663	100.0	123
9 諸収入	55,818,000	55,826,958	100.0	8,958
10 地方債	737,400,000	315,400,000	42.8	△ 422,000,000
歳入合計	5,108,652,540	4,580,345,749	89.7	△ 528,306,791

(2) 歳出決算

令和6年度の歳出決算は、予算現額51億865万2,540円に対し、支出済額43億6,826万2,121円、執行率は85.5%で、予算残額は6,063万9,835円であり、その内訳は第2表のとおりです。

第2表 歳出決算内訳

款	予算現額（円）	支出済額（円）	執行率（%）	翌年度繰越額（円）	予算現額と支出済額との比較（円）
1 議会費	825,000	685,998	83.2	0	139,002
2 総務費	3,556,872,000	3,514,163,675	98.8	0	42,708,325
3 消防費	1,429,996,649	736,989,851	51.5	679,750,584	693,006,798
4 公債費	116,423,000	116,422,597	100.0	0	403
5 予備費	4,535,891	0	0.0	0	4,535,891
歳出合計	5,108,652,540	4,368,262,121	85.5	679,750,584	740,390,419

(3) 前年度比決算額

ア 歳入

(△印は減)

款	令和6年度		令和5年度		増減額 (円)	前年度比 (%)
	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)		
1 分担金及び負担金	4,001,194,000	87.4	3,716,823,000	88.7	284,371,000	107.7
2 使用料及び手数料	4,641,100	0.1	3,184,600	0.1	1,456,500	145.7
3 国庫支出金	6,681,713	0.1	14,914,000	0.4	△ 8,232,287	44.8
4 県支出金	1,248,000	0.0	1,272,000	0.0	△ 24,000	98.1
5 財産収入	7,908,192	0.2	7,647,933	0.2	260,259	103.4
6 寄附金	0	0.0	100,000	0.0	△ 100,000	0.0
7 繰入金	50,115,123	1.1	81,896,637	2.0	△ 31,781,514	61.2
8 繰越金	137,330,663	3.0	98,071,349	2.3	39,259,314	140.0
9 諸収入	55,826,958	1.2	52,459,300	1.3	3,367,658	106.4
10 地方債	315,400,000	6.9	214,100,000	5.1	101,300,000	147.3
歳入合計	4,580,345,749	100.0	4,190,468,819	100.0	389,876,930	109.3

イ 歳出 (目的別)

(△印は減)

款	令和6年度		令和5年度		増減額 (円)	前年度比 (%)
	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)		
1 議会費	685,998	0.0	650,147	0.0	35,851	105.5
2 総務費	3,514,163,675	80.4	3,424,220,997	84.5	89,942,678	102.6
3 消防費	736,989,851	16.9	536,931,819	13.2	200,058,032	137.3
4 公債費	116,422,597	2.7	91,335,193	2.3	25,087,404	127.5
5 予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	4,368,262,121	100.0	4,053,138,156	100.0	315,123,965	107.8

ウ 歳出 (性質別)

(△印は減)

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額 (円)	前年度比 (%)
	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)		
人件費	3,097,580,503	70.9	2,959,550,364	73.0	138,030,139	104.7
物件費	305,347,932	7.0	307,852,958	7.6	△ 2,505,026	99.2
維持補修費	20,895,353	0.5	20,901,272	0.5	△ 5,919	100.0
扶助費	42,250,000	1.0	38,520,000	1.0	3,730,000	109.7
補助費	81,602,647	1.9	85,997,200	2.1	△ 4,394,553	94.9
建設費	514,585,750	11.8	321,713,169	7.9	192,872,581	160.0
公債費	116,422,597	2.7	91,335,193	2.3	25,087,404	127.5
積立金	189,577,339	4.3	227,268,000	5.6	△ 37,690,661	83.4
歳出合計	4,368,262,121	100.0	4,053,138,156	100.0	315,123,965	107.8

エ 各市町の分担金状況

区 分	令和6年度		令和5年度		前年度比 (%)
	分担金 (円)	分担率 (%)	分担金 (円)	分担率 (%)	
日進市	988,539,000	24.7061	921,180,000	24.7630	107.3
みよし市	813,931,000	20.3422	758,892,000	20.4004	107.3
東郷町	629,732,000	15.7386	586,192,000	15.7579	107.4
豊明市	843,832,000	21.0895	779,798,000	21.0081	108.2
長久手市	725,160,000	18.1236	670,761,000	18.0706	108.1
合 計	4,001,194,000	100.0000	3,716,823,000	100.0000	107.7

※記載した数値の単位未満は四捨五入していますので、合計の数値と構成比内訳の計が一致しない場合があります。

(4) 節別歳出決算

款 別 [節] [目]	議会費	総 務 費								
	議会費	一般 管理費	人事 管理費	会計 管理費	財産 管理費	監査 委員費	消防費	予防費	指令費	特別 消防隊費
1 報 酬	674,998	369,988	5,504,988			162,000				
2 給 料			1,348,540,535							
3 職員手当等			1,100,688,268							
4 共 済 費			681,753,332							
5 災 害 補 償 費										
7 報 償 費		95,147	74,000		18,000		27,000	112,000		
8 旅 費			3,547,692				2,176,096	85,347	33,128	425,358
9 交 際 費	11,000	11,000								
10 需 用 費		4,981,265		93,060	21,233,950		70,711,898	3,375,279	2,418,568	4,442,985
11 役 務 費		849,176		80,824	1,704,506		9,390,909	525,376	16,394,872	710,471
12 委 託 料		7,574,380	11,746,949		25,178,823		13,815,846		23,743,940	562,870
13 使用料及び 賃 借 料		22,014,502			9,811,624		30,800	1,674,160	3,929,283	268,219
14 工 事 請 負 費					14,747,700				10,304,250	
15 原 材 料 費							798,480	42,390		29,785
17 備 品 購 入 費					551,760		506,874,475	321,860		390,784
18 負担金、補助 及び交付金			63,252,867				12,181,714	577,830	500,480	
21 補償、補填及 び 賠 償 金										
22 償還金、利子 及び割引料										
24 積 立 金					189,577,339					
26 公 課 費							2,393,100			
予 備 費										
目 合 計	685,998	35,895,458	3,215,108,631	173,884	262,823,702	162,000	618,400,318	6,714,242	57,324,521	6,830,472
項 合 計	685,998	3,514,001,675				162,000				
款 合 計	685,998	3,514,163,675								

(単位：円)

消 防 費								公 債 費		合 計
日進 消防署費	西 出張所費	みよし 消防署費	南 出張所費	東郷 消防署費	豊明 消防署費	南部 出張所費	長久手 消防署費	元 金	利 子	
										6,711,974
										1,348,540,535
										1,100,688,268
										681,753,332
										0
										326,147
										6,267,621
										22,000
6,352,291	3,156,072	5,699,052	2,330,032	4,992,299	9,272,888	2,374,749	7,944,944			149,379,332
552,647	260,947	396,829	275,701	436,793	857,082	283,800	588,710			33,308,643
111,100		216,700		170,203	142,538		258,500			83,521,849
98,468	54,463	78,219	44,316	78,476	147,070	50,916	83,694			38,364,210
										25,051,950
29,723	7,651	25,740	9,508	20,331	254,977	8,910	53,959			1,281,454
										508,138,879
										76,512,891
										0
								115,520,000	902,597	116,422,597
										189,577,339
										2,393,100
										0
7,144,229	3,479,133	6,416,540	2,659,557	5,698,102	10,674,555	2,718,375	8,929,807	115,520,000	902,597	4,368,262,121
736,989,851								116,422,597		4,368,262,121
736,989,851								116,422,597		4,368,262,121

3 主な事業

(1) 組合議会の状況

議会の区分	議 会 付 議 事 項 及 び 件 数					
	開 会 日	会期 (日)	条例 (件)	予算 (件)	その他 (件)	そ の 他 の 内 訳
第1回臨時会	令和6年 5月28日	1			7	専決処分報告 繰越報告 財産取得 4件 契約締結審査
9月定例会	令和6年 9月27日	1		2	3	専決処分報告 3件
12月定例会	令和6年12月24日	1	2	1		
3月定例会	令和7年 3月26日	1	5	2		
計			7	5	10	

(2) 監査の状況

実 施 日	検査等の区分	監 査 等 の 対 象
令和6年 4月24日	例月出納検査	令和6年 3月1日 ～ 令和6年 3月31日
令和6年 5月22日	例月出納検査	令和6年 4月1日 ～ 令和6年 4月30日
令和6年 6月26日	例月出納検査	令和6年 5月1日 ～ 令和6年 5月31日
令和6年 7月24日	例月出納検査	令和6年 6月1日 ～ 令和6年 6月30日
	決 算 審 査	令和5年度 決算審査
令和6年 8月28日	例月出納検査	令和6年 7月1日 ～ 令和6年 7月31日
令和6年 9月25日	例月出納検査	令和6年 8月1日 ～ 令和6年 8月31日
	施 設 監 査	庁舎及び車両の管理状況
令和6年10月23日	例月出納検査	令和6年 9月1日 ～ 令和6年 9月30日
	施 設 監 査	庁舎及び車両の管理状況
令和6年11月27日	例月出納検査	令和6年10月1日 ～ 令和6年10月31日
令和6年12月25日	例月出納検査	令和6年11月1日 ～ 令和6年11月30日
令和7年 1月22日	例月出納検査	令和6年12月1日 ～ 令和6年12月31日
令和7年 2月26日	例月出納検査	令和7年 1月1日 ～ 令和7年 1月31日
	定 例 監 査	令和6年度 定例監査
令和7年 3月27日	例月出納検査	令和7年 2月1日 ～ 令和7年 2月28日

(3) 工事等の執行状況

ア 工事等執行状況 (100万円以上)

工 事 名	支出済額 (円)	請 負 業 者
豊明消防署スカイウォーク防水工事	6,435,000	㈱リノテック
尾三消防本部PCB使用動力変圧器取替工事	2,634,500	ユタカテクノス㈱
豊明消防署排煙オペレータ取替工事	2,420,000	東海アルミ商事㈱
日進消防署西出張所空調機取替工事	2,068,000	ユタカテクノス㈱
指令放送設備更新事業	10,243,200	㈱T T K

イ 委託業務の状況 (30万円以上)

委 託 業 務 名	支出済額 (円)	受 託 者
システム保守委託	4,881,360	N E C ㈱ソリューションズ 中部支社
弁護士顧問委託	660,000	万葉総合法律事務所、あかり総合法律事務所
パソコン設定委託	1,369,500	N E C ㈱ソリューションズ 中部支社
採用試験委託	351,120	㈱日本経営協会総合研究所
職員健康診断等委託	7,155,160	みよし市民病院、日進おりど病院 中京サライトクリニック、豊田地域医療センター
B型肝炎等予防接種委託	1,993,079	みよし市民病院、日進おりど病院 中京サライトクリニック、豊田地域医療センター
産業医委託	1,056,000	みよし市民病院
職員研修委託	904,870	㈱接遇コミュニケーション、(一社)日本経営協会中部本部、 ㈱インソース名古屋支社、(一社)愛知県トラック協会、 スベシャルレスキューサービスジャパン㈱
昇任試験委託	536,140	㈱公職研
庁舎美化委託	2,841,943	(公社)日進市シルバー人材センター、(公社)長久手市 シルバー人材センター、(公社)みよし市シルバー人材セン ター、(公社)東郷町シルバー人材センター、(公社)豊明 市シルバー人材センター
非常用自家発電設備保守委託	492,800	㈱福留エンジニアリング
ごみ処分委託	1,321,100	東海清掃㈱、㈱岩田清掃
植木管理委託	312,400	(有)長久手緑化園、㈱梅森造園
剪定業務委託	552,340	(公社)長久手市シルバー人材センター、(公社)東郷町 シルバー人材センター、(公社)豊明市シルバー人材センター
公会計財務書類作成業務委託	352,000	(同)公会計マネジメント
空調設備等保守点検委託	4,492,400	松本テクノ㈱、サンエイ㈱
PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託	327,800	大昭工業㈱
長寿命化調査・基本設計業務委託	7,590,000	㈱松浦建築事務所三好事務所
新庁舎等建築概算費用設計委託	597,000	㈱浦野設計、㈱山下設計中部支社
線量計等保守点検委託	920,700	内外ガード㈱、内外物産㈱名古屋支店
はしご車機能点検委託	1,787,500	日本機械工業㈱名古屋営業所、㈱モリタテクノ名古屋 営業所
医療廃棄物処理委託	393,250	(有)メンアットワーク青木
患者監視装置保守点検委託	313,500	日本船舶薬品㈱
人工呼吸器等保守点検委託	491,700	日本船舶薬品㈱
救急業務支援委託	3,335,200	8医療機関
病院実習委託	5,343,536	藤田医科大学病院、愛知医科大学病院、名古 屋記念病院、日進おりど病院
絶縁用保護具点検委託	303,160	㈱トーエネックサービス名古屋支店
指令施設保守委託	10,665,600	㈱T T K
デジタル無線保守委託	11,748,000	㈱T T K
指令システム住所プログラム変更委託	1,276,000	㈱T T K
車両特殊装置点検委託	353,320	㈱前田製作所愛知営業所、㈱武田サービス

(4) 刊行物等発刊の状況

刊行物名称	印刷部数(部)	内容、配布状況等
2024年消防ガイド	600	尾三消防組合要覧を作成し、広く配布しました。
消防のしごと	2,800	消防機関の仕事内容をやさしく理解できるように小学校3年生を対象に作成し、配布しました。

(5) 福利厚生事業の状況

事業名	事業費(円)	実施内容等
職員健康診断	7,155,160	職員350名の健康診断等を実施しました。
職員共助会補助金	2,136,394	職員共助会で各種福利厚生事業を実施しました。

(6) 職員の教育・研修の状況

消防に要求される高度な専門知識、消防技術の向上を図るため、消防大学校、愛知県消防学校をはじめ各種の職員研修に参加しました。

区 分	研 修 内 容	日 数 (日)	受講者数 (名)
消防大学校	幹部科第78期	47	1
	予防科第116期	50	1
	女性活躍推進コース第9回	9	1
	査察業務マネジメントコース第8回	7	1
愛知県消防学校	初任科第118期	115	5
	初任科第119期	115	5
	警防科第73期	12	3
	危険物科第66期	5	1
	火災調査科第67期	10	1
	救急科第137期	37	2
	救急科第138期	37	2
	救急科第139期	37	2
	救助科第53期	20	3
	中級幹部科第73期	7	3
	はしご自動車等運用科第39期	3	1
	はしご自動車等運用科第40期	3	1
	地震防災科第19期	2	2
	指揮隊科第13期	5	1
愛知県市町村振興協会 研修センター	部長研修	1	1
	課長研修	1	4
	課長補佐研修	2	5
	地方自治法研修	2	3
	地方公務員法研修	2	3
	法制執務研修(基礎)	2	3
	法制執務研修(実務)	2	2
	情報公開・個人情報保護研修	2	1
	財務会計初任者実務研修	2	2
	採用面接研修	1	1
	広報戦略研修	2	1

区 分	研 修 内 容	日 数 (日)	受講者数 (名)
愛知県市町村振興協会 研修センター	折衝力・交渉力向上研修	2	2
	クレーム対応研修	2	2
	タイムマネジメント研修	1	1
	リスクマネジメント研修	2	4
	問題解決能力向上研修	3	1
	コーチング研修	2	4
	キャリアアップ研修（女性職員）	2	1
	プレゼンテーション研修（一般職員）	2	2
	職場でのコミュニケーション研修（係長以上）	1	1
	管理職のための職場で取り組むメンタルヘルス研修（ラインケア）	1	1
	D X 研修	1	1
	管理職セミナー（役職定年・再任用職員）	1	1
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	消防・救急緊急自動車運転技能者研修	4	3
スペシャルレスキューサービスマン(株)	テクニカルロープレスキュー研修	2	12
救急救命東京研修所	救急救命士養成研修第 6 6 期	126	2
救急救命東京研修所	救急救命士養成研修第 6 7 期	126	1
名古屋市救急救命士養成所	救急救命士養成研修第 3 4 期	133	2
救急救命九州研修所	指導救命士養成研修第 1 回	30	1
救急救命九州研修所	指導救命士養成研修第 2 回	30	1
救急救命九州研修所	感染防止対策強化研修第 1 回	5	1
合 計			延106名

(7) 会計管理の状況

現金の出納若しくは保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認、決算書作成、指定金融機関の検査並びに基金の資金運用等の事務をつかさどり、適正な会計処理に努めました。

ア 支払事務 支出調書処理件数 3, 9 2 8 件

イ 収納事務 手数料等の収納件数 3 7 2 件

(8) 消防業務の状況

ア 消防用資器材等の充実強化

今日の災害は、局所的かつ複雑多様化しており、現場で活動する職員の安全を確保するとともに的確かつ効果的な消防活動を行うため、消防・救急用資器材等の充実強化を図りました。

物 件 名	数量	購入金額(円)	購 入 先
救助隊用感染防止衣（上・下）	150着	239, 910	(株)バイトラークメディカル
都市型救助資器材	1式	163, 592	内外物産(株)名古屋支店
潜水器具	2式	1, 672, 000	内外ガード(株)
クローラー台車	1台	147, 400	内外ガード(株)
タブレット（指揮隊用）	1台	57, 233	(株)ヤマダデンキ日進営業所
消防用ホース 65mmホース	25本	4, 231, 700	内外ガード(株)
消防用ホース 50mmホース	55本		
A E D トレーナー、訓練人形	14器	807, 620	日本船舶薬品(株)名古屋支店
自動体外式除細動器（A E D）	2式	1, 295, 580	日本船舶薬品(株)名古屋支店
高度救命処置人形	1体	2, 736, 800	日本船舶薬品(株)名古屋支店
感染防止衣（上衣）	300着	264, 660	(株)バイトラークメディカル
エアテント	1式	5, 527, 500	(株)ファーストステラ
除染テント	1式		
防刃ベスト	6着	501, 600	内外ガード(株)
非陽圧式化学防護服	29着	542, 300	(株)福寿
感染対策用資機材（全身つなぎ及び上下セット）	645着	1, 180, 987	内外物産(株)名古屋支店、 (株)バイトラークメディカル
A E D バッテリー	11個	847, 000	日本船舶薬品(株)名古屋支店
自動心臓マッサージシステムバッテリー	5個	455, 235	日本船舶薬品(株)名古屋支店
消防用地図（みよし市、東郷町）	160冊	8, 266, 720	(株)ゼンリン名古屋営業所

イ 火災出動の状況（管外出動を除く。）

区 分	令和 6 年中	令和 5 年中
火災出動件数	96件	94件
出動消防車両数	574台	551台
出動職員数	1, 688人	1, 544人

ウ 火災以外（誤報、危険物漏えい、ガス漏れ、その他）の出動状況（管外出動を除く。）

区 分	令和6年中	令和5年中
出動件数	489件	418件
出動消防車両数	1,466台	1,313台
出動職員数	4,440人	3,973人

エ 救助出動の状況（管外出動を除く。）

区 分	令和6年中	令和5年中
出動件数	81件	103件
出動消防車両数	442台	516台
出動職員数	1,504人	1,721人

オ 救急出動の状況

令和6年中の救急出動件数は、14,485件、搬送人員については、13,760人となり、1日当たり約40件出動し、約38人を救急搬送したことになります。

事故種別でみると、「急病」が9,723件と最も多く、全体の約67%を占めており、次いで「一般負傷」2,009件、「転院搬送」の1,312件となっています。

区 分	令和6年中	令和5年中
救急出動件数	14,485件	14,543件
搬送人員数	13,760人	13,800人

カ 救急救命士の養成

令和7年3月31日現在、84名が救急救命士として活動しています。今後さらに高度化する救急業務に対応するため、全救急出動に救急救命士が常時2名以上乗車する体制を目指し計画的に養成しています。

区 分	研 修 内 容	日 数 (日)	受講者数 (名)
名古屋市救急救命研修所	救急救命士養成課程	133	2
救急救命東京研修所	救急救命士養成課程	126	3
救急救命九州研修所	指導救命士養成研修	30	2
県救急業務高度化推進協議会	愛知県救急救命士再教育	2	77
尾張東部地区MC協議会	気管挿管・薬剤投与・包括運用教育・処置範囲拡大・救急業務教育指導者	各1	18
尾三消防本部	救急救命士生涯教育		78
合 計			180

キ 応急手当の普及啓発活動

心肺停止傷病者に対し、救急車到着までの時間にバイスタンダーが救命処置を行うことで救命率の向上を目指すため、地域住民を対象に応急手当、心肺そ生法、AEDの取扱い方法等の講習を実施しました。
(令和6年中)

講 習 区 分	回 数 (回)	人 数 (名)
普通救命講習Ⅰ	165	2,536
普通救命講習Ⅱ	0	0
普通救命講習Ⅲ	66	609
上級救命講習	2	31
応急手当普及員講習(再講習含)	27	78
救命入門コース	99	2,885
合 計	359	6,139

ク 救急救命技術発表会

医療機関の医師を指導医として招き、全36救急隊のうち、選考会を勝ち抜いた5つの救急隊が救急想定訓練を実施し、病院前救護に必要な知識、技術及び隊員間の連携を競いました。

実 施 日	令和6年9月6日(金)
訓練場所	尾三消防本部 講堂
参加職員	計38名

ケ 消防・救急フェスタ

多くの方に、応急手当を普及し、救急車の適正利用について考えていただくこと、幼少期から命の大切さの意識を高めてもらうことを目的に実施しています。

また、防火防災に対する意識の高揚を図ることを目的とした予防ブースを設置し、住宅用火災警報器の維持管理の徹底並びに住宅用消火器、防災品及び感震ブレーカーの設置促進の周知啓発を行いました。

実 施 日	令和6年11月9日(土)
実施場所	プライムツリー赤池、(株)ワンダーランド
参加職員	計111名

(9) 予防業務の状況

ア 火災予防

令和6年中における火災件数は96件(管轄外の火災出動件数を除く。)でした。また、損害額は57,754千円となっています。

火災件数の内訳では、建物火災が40件であり、全体に占める割合は41.6%でした。その損害額は55,743千円で全体の約99%を占めています。また、出火原因の上位は、「たき火」が15件、「たばこ」が11件、「火入れ」が10件、「こんろ」、「電気機器等」、「放火・放火の疑い」が7件となっています。「たき火」、「火入れ」については、関係者に対して、届出時に注意喚起のチラシを配布するとともに、確認項目を活用して火災予防の徹底を行い、「たばこ」については、組合ホームページや消防イベント時にポイ捨て、寝たばこの禁止や吸殻の正しい処分方法の周知徹底を図りました。「こんろ」については、消防イベントの機会に天ぷら油火災実験の実演や着衣着火時の対策を周知し、「電気機器等」については、消防イベントや出前講座で電気火災実験の実演やSNSを活用し、リチウムイオンバッテリーの危険性について配信しました。また、「放火・放火の疑い」については、消防車による巡視や地域住民と協力して放火防止パトロールを実施するなど、広く地域住民に対して火災予防に関する注意喚起を行いました。

イ 住宅用火災警報器の設置促進等

住宅用火災警報器設置率100%を目標として、消防フェスタや防火広報会をとおして、設置促進及び維持管理の徹底を図りました。また、高齢者の火災による被害を減らすことを目的に、「火の用心」贈り物キャンペーンと題したポスターを消防本部で作成しました。管内の家電量販店やホームセンターなどと連携し、子ども世代や孫世代から高齢者世代へ、敬老の日に住宅用火災警報器をプレゼントしてもらうことを推進する事業を展開しました。

実施期間	令和6年8月16日(金)から令和6年9月16日(月)まで				
市町	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町
掲示事業所数	2事業所	4事業所	2事業所	5事業所	3事業所

ウ 防火意識の普及・啓発

防火広報と各種消防訓練を通して、日頃から積極的に住民や事業所などに対して防火意識の向上を図りました。また、地域住民の火災予防思想の向上に努めるため、公式LINE及びインスタグラムを活用した火災予防啓発を実施しました。

エ 親子で学ぶ！防火・防災体験ツアー

管内在住、在勤の子育て世帯を対象に、家庭における火災予防の知識を学ぶことを目的として実施しました。

実施日	令和6年11月30日(土)	令和6年12月14日(土)	令和6年12月14日(土)	令和6年12月22日(日)	令和7年3月8日(土)
実施場所	みよし消防署	日進消防署	長久手消防署	東郷消防署	豊明消防署
参加世帯及び人数	17世帯57名	17世帯62名	16世帯52名	22世帯70名	16世帯65名
実施内容	消火器取扱い、天ぷら油火災実験、トラッキング火災実験等				

オ 防火研修会

管内の自力避難困難者入所施設に従事する職員を対象に、火災対応力向上を図ることを目的として豊明消防署（準耐火建物想定）及び尾三消防本部（耐火建物想定）において実施しました。

実施日・場所	令和7年1月17日（金）・豊明消防署	令和7年3月6日（木）・尾三消防本部
参加事業所数及び人数	16施設29名	12施設17名

カ 防火対象物の立入検査

毎年度、消防長が定める査察方針に基づき、火災発生時に必要とされる消防用設備等が設置されていない重大な消防法令違反対象物の違反是正に重点を置いた立入検査を実施しました。

キ ひとり暮らし高齢者世帯に対する火災予防の啓発

ひとり暮らし高齢者世帯に対し、火災予防に関するはがきを郵送又は民生委員の協力を得て配付し、住宅防火訪問や防火相談の受付、住宅用火災警報器の取り付け支援、火の元点検、消火器具や住宅用火災警報器等の普及促進及び防火安全対策などの火災予防啓発を行いました。

実施期間	令和6年10月から令和7年3月まで				
市 町	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町
発送世帯数	1,789世帯	2,413世帯	484世帯	1,321世帯	1,000世帯

ク ふれあい防火教室

幼少期における火災予防の動機付けのため、尾三幼年消防クラブ員（管内の幼稚園・保育園等年長児）を対象に実施しました。

実施期間	令和6年5月から令和7年3月まで				
実施場所	各消防署又は管内の幼稚園・保育園等				
参加園数及び人数	76園3,345名				
実施内容	防火の誓い、車両見学、放水体験、防火に係る体験ゲーム等				

ケ 危険物安全週間

危険物施設の安全管理と災害の未然防止を図るため、SNS配信や啓発ポスターを配布しました。

実施期間	令和6年6月2日（日）から令和6年6月18日（土）まで				
啓発内容	危険物事業所に危険物安全週間ポスターを配布 224事業所				
	SNSにより身近に潜む危険物として、リチウムイオン電池の注意点等を配信しました。				

コ 消防トライアル

少年期から消防についての関心と知識を深めるとともに、尾三少年消防クラブ員相互の親睦を図るため、クラブ員（管内の小学校5・6年生）が各消防署に集まり、防火講話や火災に関する各種体験や実験の見学を行いました。

実施期間	令和6年7月29日（月）	令和6年7月30日（火）	令和6年7月31日（水）	令和6年8月1日（木）	令和6年8月2日（金）
実施場所	豊明消防署	日進消防署	みよし消防署	長久手消防署	東郷消防署
参加人数	11名	30名	14名	6名	21名
実施内容	規律訓練、ロープ結索、天ぷら油火災実験、トラッキング火災実験等				

サ 防火・防災スクール

地震や火災等の災害に対する正しい知識を身に付け、適切な行動をとることにより自身の安全確保を図るとともに、地域防火防災リーダーの育成を目的として、日進消防署において尾三少年消防クラブ員（管内の中学生）を対象に実施しました。

実施日	令和6年10月19日（土）午後2時から 令和6年10月20日（日）午前9時まで
参加人数	管内の中学校に通う生徒12名
実施内容	非常食の配膳や喫食体験、避難所運営ゲーム（HUG）、初期消火訓練、救護場所設営、避難所体験等

シ 防火ポスター作品募集及び掲示事業

防火意識の向上及び火災予防思想の高揚を図るため、尾三少年消防クラブ員（管内の小学校5・6年生）から防火作品を募集して、各市町の最優秀作品を火災予防運動の防火ポスターとして加工し、管内の公共施設や事業所に配布しました。

実施期間	令和6年11月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで
応募数	豊明市12点、日進市10点、みよし市105点、長久手市10点、東郷町34点
配布事業所数	豊明市423事業所、日進市478事業所、みよし市372事業所、長久手市430事業所、東郷町259事業所

ス 火災予防運動

防火思想の普及を図るため、火災予防運動期間中に次の事業を実施しました。

区分	秋季火災予防運動	春季火災予防運動
期間	令和6年11月9日（土）から令和6年11月15日（金）まで	令和7年3月1日（土）から令和7年3月7日（金）まで
重点目標	① 地震火災対策の推進 ② 住宅防火対策の推進 ③ 林野火災予防対策の推進 ④ 防火対象物等における防火安全対策の徹底 ⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進 ⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底 ⑦ 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進 ⑧ 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底 ⑨ 放火火災防止対策の推進	
活動内容	① 消防車両による巡回広報の実施 ② 消防本部、消防署、出張所各庁舎に火災予防運動の懸垂幕及びのぼり旗の掲出 ③ 組合ホームページ、LINE及びInstagramに住宅防火関連記事の掲載 ④ 火災予防広報等の連携に関する協定締結等事業所と協力した広報活動の実施 ⑤ 立哨活動の実施	

セ 防火広報会、消防フェスタ

住宅用火災警報器の設置・維持管理、感震ブレーカー及び防災製品の普及啓発について住民等に広く周知することを目的として実施しました。

実施日	イベント名称	実施会場
令和6年 5月 5日（日）	防災EXPO	オートプラネット名古屋
令和6年 5月 6日（月）	豊明市共生交流プラザカラット周年事業	豊明市共生交流プラザカラット
令和6年 6月 1日（土）	防災フェス2024春	イオンモール長久手店
令和6年 8月11日（日）	おもしろ体験子屋	日進市民会館

実施日	イベント名称	実施会場
令和6年 8月18日（日）	夏休み！お仕事体験inプライム	プライムツリー赤池
令和6年 9月14日（土）	防災サバイバル	リニモテラス公益施設
令和6年10月19日（土）	名古屋刑務所 矯正展	名古屋刑務所
令和6年10月26日（土）	みよし安全安心大作戦	イオン三好店
令和6年10月26日（土）	はたらく乗りものフェスタ	ららぽーと愛知東郷
令和6年11月 3日（日）	産業フェスタみよし	さんさんの郷
令和6年11月 3日（日）	ボラフェスタ	豊明市総合福祉会館北駐車場
令和6年11月 9日（土）	消防・救急フェスタ	プライムツリー赤池・㈱ワンダーランド
令和6年11月10日（日）	東郷町文化産業まつり	東郷町役場・東郷町民会館
令和6年11月9日（土）～令和6年11月15日（金）	秋季火災予防運動に伴う防火広報会	管内の商業施設等10施設
令和6年11月17日（日）	消防フェスタinにっしん市	にっしん市民まつり
令和7年 2月 1日（土）	防災フェス2025	イオンモール長久手店
令和7年 2月 8日（土）	防火防災フェスタ	中京競馬場 サイレンススズカ広場
令和7年2月22日（土）～令和7年3月7日（金）	春季火災予防運動に伴う防火広報会	管内の商業施設等8施設

ソ 放火防止パトロール

出火原因の上位を占める放火又は放火の疑いによる火災を未然に防止するため、地域ぐるみで放火されない環境づくりを目指し、防火意識の高い安全安心な地域となることを目的として、地域住民と消防職員等が管内の各地域で放火防止のパトロールを実施しました。

	参加地域又は団体	実施日時	参加人数
長久手市	大草区	令和6年12月7日（土） 午後5時から午後6時まで	住民12名 市役所職員2名 消防団1名
豊明市	東沓掛区	令和6年12月8日（日） 午後2時から午後3時40分まで	住民11名
みよし市	勘生行政区	令和6年12月14日（土） 午後6時から午後7時まで	住民14名 市役所職員1名 消防団6名
東郷町	西白土行政区	令和6年12月14日（土） 午後6時から午後7時まで	住民10名
日進市	米野木区	令和6年12月21日（土） 午後6時から午後7時まで	住民21名

タ 火災予防広報等の連携協定締結等事業所との火災予防広報活動

大型物品販売店舗内での店内放送を活用した火災予防広報、パチンコ店等が保有する電光掲示板や大型物品販売店舗等が保有するデジタルサイネージを活用した火災予防啓発画像の投影並びに大型物品販売店舗内等の主要箇所へチラシ及びのぼり旗の設置を実施しました。また、消防と協定事業所で火災予防の商品パッケージを共同開発し、防火啓発として配布しました。

	協力事業所
豊明市	京楽会館豊明店
	名古屋競馬(株)（協定不要）

	協力事業所
日進市	プライムツリー赤池
	(株)ワンダーランド
みよし市	イオン三好店
長久手市	愛知高速交通(株)
	イオンモール長久手店
	アピタ長久手店（協定不要）
	イケア長久手（協定不要）
東郷町	GOLD玉越東郷店
	ららぽーと愛知東郷
	プレイランドキャッスル東郷店
	高章食品(株)

チ 管内の高齢者を対象とした出前防火講座

「火災を発生させない」をテーマに火災予防に対する講義、トラッキング（コンセント）火災実験や防災製品と非防災製品の燃焼比較実験の見学など、わかりやすく火災を防ぐ方法を伝えました。

	団体数	参加人数（名）
豊明市	7	256
日進市	1	22
みよし市	7	189
長久手市	4	44
東郷町	5	130

ツ 火災及び地震発生時における避難体験ツアー

ツアー参加者に避難時の注意点及び消防用設備等の作動状況等を体験させることで災害発生前の備えを学ぶこと及び身を守る心構えを養うことを目的に実施しました。

実施日時	令和7年2月11日（火）午後5時15分から午後7時15分まで
実施場所	トヨタ博物館 クルマ館
参加者	149名（41組）

(10) 通信指令業務の状況

令和6年中の総着信件数は、25,242件で、このうち119番通報受付をして出動した件数は、17,880件で、迅速かつ的確に処理しました。

ア 出動別の覚知内訳（令和6年中）

出動区分	全出動件数	119通報				一般加入	駆け付け	事後聞知	その他
		固定119	I P 119	携帯119	転送119				
火 災	97	2	10	72	4	6	0	3	0
救 急	14,485	1,409	4,124	8,033	615	107	24		173
救 助	85	1	5	54	6	11	0		8
警 戒	3,213	333	825	1,716	146	107	1		85
計	17,880	1,745	4,964	9,875	771	231	25	3	266
		17,355							

固定119	固定電話からの119番受付	I P 119	インターネット回線からの119番受付
携帯119	携帯電話からの119番受付	転送119	他の機関から転送された119番受付
一般加入	代表電話等での119番受付	駆け付け	消防署に直接来て知らせるもの
事後聞知	鎮火した火災を119番受付	その他	前記以外のもの

イ その他専用のシステムを活用した出動等（令和6年中）

システム名	内 容	件 数（件）
NET119	消防機関出動件数	3
緊急通報システム	消防機関出動件数	110
FAX119	通報件数	0

NET119	スマートフォン等を活用し、チャット形式にて通報ができるシステム
緊急通報システム	自宅に専用の機器を備え付け、ボタン一つで消防へ通報できるシステム
FAX119	119番通報をFAXで行うシステム

(11) 警防業務の状況

火災をはじめとする各種災害が発生した場合の消防活動において、人的・物的被害を最小限に軽減するためには、初動体制において迅速かつ的確に判断及び対応することが特に重要です。そのため、日頃から各種災害を想定した実践的な訓練を実施し、消防技術の向上を図りました。

ア 警防技術訓練

第47回尾三消防本部警防技術発表会

災害現場における基本活動、指揮命令の徹底、隊員間の連携等、訓練を通じて活動の迅速化及び災害現場対応能力の向上を図ることを目的とし、各所属の選考会で選出された代表6小隊で、活動の安全性、確実性、迅速性について評価を行い競い合いました。

実施日	令和6年11月22日（金）
訓練場所	尾三消防本部 訓練場
参加人員	計63名

イ 大規模訓練

(ア) 風水害対策訓練

暴風、大雨又は洪水等による災害（風水害）に対処するため、現有消防力の効果的な運用を図り、迅速確実な災害対応を目的に実施しました。各所属では土のう工法を行い、特別消防隊、豊明救助隊、長久手救助隊及び南出張所員で、土砂崩れに巻き込まれた人に対する重機等を活用した救助活動を行いました。

実施日	令和6年6月14日（金）
訓練場所	尾三消防本部及び各消防署
参加人員	全職員（研修者及び出向者等を除く。）

(イ) 集団救急事故対応訓練

消防機関（尾三消防本部、名古屋市消防局、瀬戸市消防本部、豊田市消防本部及び衣浦東部広域連合消防局）、医療機関（愛知医科大学病院、藤田医科大学病院及び豊田厚生病院）、その他関係機関（東海医療工学専門学校、みよし市消防団、尾三消防本部救護支援ボランティア（BLSV））が集結し、地震が発生し多数の傷病者が発生したとの想定で合同で訓練を実施しました。

実施日	令和6年9月30日（月）
訓練場所	三好公園総合体育館及び関連施設
参加人員	計132名

(ウ) 大規模災害対策訓練

管内で大規模な地震が発生した場合の緊急消防援助隊の要請及び部隊間での連携を強化し、大規模地震発生時における対応力強化を目的とした訓練を実施しました。消防災害対策本部の運営訓練、倒壊家屋での救助訓練、高所での救出訓練及び重機を活用した救助訓練を実施しました。また、宿営場所として協定を締結している管内事業者と合同で緊急消防援助隊の宿営場所連携訓練を実施しました。

実施日	令和6年10月4日（金）
訓練場所	尾三消防本部訓練場及び(株)カネヨシ
参加人員	全職員（研修者及び出向者等を除く。）及び(株)カネヨシ社員

(エ) 特殊災害対応訓練

下水処理場内にある地下施設で点検作業中の作業員が室内で倒れているのを監視モニターで確認したため別の作業員が確認に向かったが、途中で無線の応答がなくなったという想定で、特殊災害に対応する能力向上を目的とし訓練を実施しました。

実 施 日	令和6年12月19日(木)
訓練場所	豊明消防署
参加人員	計13名

(オ) NBC災害訓練

施設内に何者かが液体の入った容器を投げ入れたため刺激臭が発生し、職員数名が倒れているとの内容で、事業所と消防機関が連携し、人員及び施設を有効に活用して、安全かつ迅速な活動に必要な知識、技術の向上を目的として訓練を実施しました。

実 施 日	令和7年2月20日(木)
訓練場所	豊明市共生交流プラザカラット
参加人員	職員64名及び豊明市共生交流プラザカラット職員

消火訓練、救急講習等の実施状況一覧表

(令和6年度)

区 分		体験広報	消火訓練	避難訓練	救急講習	消防署見学	防火講話	合 計
町内会又は自治会	回数(回)	4	16	6	17	1	11	55
	人数(名)	487	1,520	1,088	585	36	519	4,235
学 校	回数(回)	2	8	1	62	32	10	115
	人数(名)	63	1,707	1,200	3,161	2,399	1,679	10,209
保育園 幼稚園	回数(回)	14	15	21	33	30	6	119
	人数(名)	1,774	1,610	2,739	387	1,994	506	9,010
事業所	回数(回)		36	39	77	7		159
	人数(名)		1,731	1,722	1,194	109		4,756
女性防火クラブ等 及び女性消防団	回数(回)		2				1	3
	人数(名)		26				70	96
各種団体	回数(回)		4	5	29	17	1	56
	人数(名)		272	245	593	309	70	1,489
自 治 体 主催事業	回数(回)		7	1	4	1	1	14
	人数(名)		595	300	134	11	40	1,080
合 計	回数(回)	20	88	73	222	88	30	521
	人数(名)	2,324	7,461	7,294	6,054	4,858	2,884	30,875

区 分		消火訓練	消防操法	救命講習	合 計
消防団	回数(回)	70	84	3	157
	人数(名)	1,155	1,015	30	2,200

4 地方債の状況

区 分	借 入 先 借 入 額 (円)	利率 (%)	決算年度中 元金償還額	決 算 年 度 末 現 在 高
令和元年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)	一般財団法人 全国自治協会 7,000,000	0.001	1,750,000	0
令和元年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊救急自動車)	一般財団法人 全国自治協会 10,000,000	0.001	2,500,000	0
令和元年度一般事業 (指令システム整備部分更新事業)	豊田信用金庫 117,000,000	0.195	23,400,000	0
令和2年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	一般財団法人 全国自治協会 20,800,000	0.001	5,200,000	5,200,000
令和3年度一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車)	市町村職員 共済組合 44,000,000	0.03	11,000,000	22,000,000
令和3年度一般補助施設整備等事業 (救助工作車)	市町村職員 共済組合 37,000,000	0.03	9,250,000	18,500,000
令和4年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊はしご付消防自動車)	市町村職員 共済組合 125,000,000	0.2	25,000,000	75,000,000
令和4年度一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車)	市町村職員 共済組合 25,000,000	0.2	5,000,000	15,000,000
令和4年度施設整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車)	あいち豊田農 業協同組合 14,100,000	0.8	2,820,000	8,460,000
令和5年度施設整備事業 (はしご消防自動車)	市町村 振興協会 66,100,000	0.2	0	66,100,000
令和5年度一般事業 (はしご消防自動車)	市町村職員 共済組合 119,000,000	0.3	23,800,000	95,200,000
令和5年度一般補助施設整備等事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	市町村職員 共済組合 29,000,000	0.3	5,800,000	23,200,000
令和6年度施設整備事業 (救助工作車Ⅱ型)	岡崎信用金庫 25,800,000	0.7	0	25,800,000

令和 6 年度施設整備事業 (救助工作車Ⅱ型)	市町村 振興協会 27,000,000	0.9	0	27,000,000
令和 6 年度一般事業 (救助工作車Ⅱ型)	市町村職員 共済組合 47,000,000	1.0	0	47,000,000
令和 6 年度施設整備事業 (大型水槽車)	市町村 振興協会 30,900,000	0.9	0	30,900,000
令和 6 年度一般事業 (大型水槽車)	市町村職員 共済組合 55,000,000	1.0	0	55,000,000
令和 6 年度施設整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型)	市町村 振興協会 15,200,000	0.9	0	15,200,000
令和 6 年度施設整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車Ⅰ型)	市町村 振興協会 31,500,000	0.9	0	31,500,000
令和 6 年度一般事業 (水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、Ⅰ型)	市町村職員 共済組合 83,000,000	1.0	0	83,000,000
合 計	898,500,000		115,520,000	644,060,000

5 基金の状況

区分	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	100,000,000	20,616	100,020,616
消 防 施 設 整 備 等 基 金	521,211,058	139,441,600	660,652,658
合 計	621,211,058	139,462,216	760,673,274

6 その他の事項

(1) 職員の状況

区 分	令和7年3月31日現在 (名)	令和6年3月31日現在 (名)
議会事務局・監査委員事務局	1 (2)	1 (2)
会計管理者	1	1
出納室	1	1
事務局長 (派遣)	1	1
事務局総務課 (派遣含む)	1 1	1 1
消防長・次長	5	5
消防課 (派遣含む)	1 7	1 6
予防課	6	6
指令課	1 7	1 8
特別消防隊	3 6	3 6
豊明消防署	5 4	5 1
南部出張所	1 2	1 2
日進消防署	4 4	4 4
西出張所	1 2	1 2
みよし消防署	3 6	3 7
南出張所	1 2	1 2
長久手消防署	5 1	5 1
東郷消防署	3 4	3 6
合 計	3 5 1 (2)	3 5 1 (2)

構成市町からの派遣受入職員及び再任用職員含む。

※ () は兼務を表す

(2) 車両等の配備状況

(令和7年3月31日現在)

所 属	名 称	種 別	所 属	名 称	種 別
事 務 局 総 務 課	多目的車	多目的車	日 進 消 防 署	日進2号車	水槽付消防ポンプ自動車(救助対応)
	事務連絡車	事務連絡車		日進11号車	小型動力ポンプ付水槽車
	事務連絡車	事務連絡車		日進31号車	高所救助車(15m)
出 納 室	事務連絡車	事務連絡車		日進51号車	指令車
消 防 課	尾三51号車	指揮車		日進61号車	予防連絡車
	尾三53号車	指令車		日進62号車	予防連絡車
	事務連絡車	事務連絡車	西 出 張 所	救急西1号車	高規格救急自動車
予 防 課	尾三52号車	指令車		西1号車	水槽付消防ポンプ自動車
	事務連絡車	事務連絡車	み よ し 消 防 署	救急みよし1号車	高規格救急自動車
特 別 消 防 隊	救急尾三1号車	高規格救急自動車		みよし1号車	水槽付消防ポンプ自動車(救助対応)
	救急尾三2号車	高規格救急自動車		みよし11号車	動力ポンプ付水槽車
	尾三61号車	指揮調査車		みよし21号車	化学車
	尾三62号車	指揮調査車		みよし31号車	はしご車(30m級)
	尾三1号車	水槽付消防ポンプ自動車		みよし51号車	指令車
	尾三41号車	救助工作車		みよし61号車	予防連絡車
	尾三71号車	資機材搬送車		みよし62号車	予防連絡車
	尾三72号車	支援車	南 出 張 所	救急南1号車	高規格救急自動車
	尾三73号車	重機搬送車		南1号車	水槽付消防ポンプ自動車
	重機	3トン級重機	長 久 手 消 防 署	救急長久手1号車	高規格救急自動車
豊 明 消 防 署	救急豊明1号車	高規格救急自動車		救急長久手2号車	高規格救急自動車
	救急豊明2号車	高規格救急自動車		長久手1号車	水槽付消防ポンプ自動車
	豊明1号車	水槽付消防ポンプ自動車		長久手2号車	消防ポンプ自動車
	豊明11号車	動力ポンプ付水槽車		長久手11号車	小型動力ポンプ付水槽車
	豊明21号車	化学車		長久手31号車	はしご車(30m級)
	豊明31号車	はしご車(30m級)		長久手41号車	救助工作車
	豊明41号車	救助工作車		長久手51号車	指令車
	豊明51号車	指令車		長久手61号車	予防連絡車
	豊明61号車	予防連絡車		長久手73号車	資機材搬送車
	豊明71号車	資機材搬送車		長久手広報車	予防連絡車
	豊明72号車	支援車	東 郷 消 防 署	救急東郷1号車	高規格救急自動車
	事務連絡車	事務連絡車		救急尾三3号車	高規格救急自動車
南 部 出 張 所	救急南部1号車	高規格救急自動車		東郷1号車	水槽付消防ポンプ自動車(救助対応)
	南部1号車	消防ポンプ車		東郷2号車	水槽付消防ポンプ自動車(救助対応)
日 進 消 防 署	救急日進1号車	高規格救急自動車		東郷11号車	小型動力ポンプ付水槽車
	救急日進2号車	高規格救急自動車		東郷51号車	指令車
	日進1号車	水槽付消防ポンプ自動車(救助対応)		東郷61号車	予防連絡車

令和 6 年度

尾三消防組合一般会計

決算審査意見書

尾三消防組合監査委員

7 尾 三 消 監 第 18 号
令 和 7 年 8 月 18 日

尾三消防組合
管理者 小浮 正典 殿

尾三消防組合
監査委員 相羽 喜次

尾三消防組合
監査委員 伊地田 妙子

令和 6 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の日	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の概要	2
1 総括	2
(1) 決算の規模	2
(2) 決算収支の状況	2
(3) 地方債の状況	2
2 歳入決算について	3
3 歳出決算について	7
4 財産に関する調書	10
(1) 土地及び建物	10
(2) 車両及び消防用主要機器材等	11
(3) 基金の状況	13
むすび	14

(注記) 文中及び各表中の比較等の用法は、次のとおりです。

- (1) 「0.0」 …… 該当数値はあるが単位未満のもの。
- (2) 「－」 …… 算出不能のもの又は該当数値のないもの。
- (3) 「△」 …… 負数
- (4) 比率 …… 原則として、小数点第2位を四捨五入。構成比については、合計が100%になるよう一部調整。

令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算書

令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金の運用状況を示す書類

第2 審査の日

令和7年7月30日

第3 審査の方法

管理者から提出された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関連諸帳簿、証拠書類等により計数の照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査及び定例監査の結果を参考として、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき審査した。

第4 審査の結果

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、その計数は正確であり、執行は適正なものと認められた。

次に、基金の運用状況では、その計数は正確であり、適正に運用並びに管理されていると認められた。

第5 審査の概要

1 総括

(1) 決算の規模

令和6年度一般会計の決算額は、歳入総額45億8,034万5,749円、歳出総額43億6,826万2,121円であり、前年度との比較では、歳入3億8,987万6,930円の増額（9.3%増）、歳出3億1,512万3,965円の増額（7.8%増）となっている。

区分	予 算 現 額		決 算 額		予算現額に対する割合	
一般	歳入歳出	5,108,652,540 円	歳 入	4,580,345,749 円	収入率	89.7 %
	予 算 額		歳 出	4,368,262,121 円	執行率	85.5 %

(2) 決算収支の状況

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、2億1,208万3,628円で、実質収支は、6,484万9,044円の黒字である。

(単位：円)

区分 \ 年度	令和6年度	令和5年度	差 引 額
歳入決算額	4,580,345,749	4,190,468,819	389,876,930
歳出決算額	4,368,262,121	4,053,138,156	315,123,965
歳入歳出差引額	212,083,628	137,330,663	74,752,965
翌年度へ繰越すべき財源	147,234,584	66,679,540	80,555,044
実質収支額	64,849,044	70,651,123	△ 5,802,079

(3) 地方債の状況

(単位：円)

区分 \ 年度	前 年 度 末 現 在 高	決算年度中 発 行 額	決算年度中 償 還 額	決算年度末 現 在 高
R 3	165,734,512	81,000,000	45,649,919	201,084,593
R 4	201,084,593	164,100,000	44,308,593	320,876,000
R 5	320,876,000	214,100,000	90,796,000	444,180,000
R 6	444,180,000	315,400,000	115,520,000	644,060,000

2 歳入決算について

令和6年度の歳入決算額の状況は次表のとおりである。

(単位：円・%)

年度 款別	令和6年度		令和5年度		差引額
	決算額	構成比	決算額	構成比	
1 分担金及び負担金	4,001,194,000	87.4	3,716,823,000	88.7	284,371,000
2 使用料及び手数料	4,641,100	0.1	3,184,600	0.1	1,456,500
3 国庫支出金	6,681,713	0.1	14,914,000	0.4	△ 8,232,287
4 県支出金	1,248,000	0.0	1,272,000	0.0	△ 24,000
5 財産収入	7,908,192	0.2	7,647,933	0.2	260,259
6 寄附金	0	0.0	100,000	0.0	△ 100,000
7 繰入金	50,115,123	1.1	81,896,637	2.0	△ 31,781,514
8 繰越金	137,330,663	3.0	98,071,349	2.3	39,259,314
9 諸収入	55,826,958	1.2	52,459,300	1.2	3,367,658
10 地方債	315,400,000	6.9	214,100,000	5.1	101,300,000
合 計	4,580,345,749	100.0	4,190,468,819	100.0	389,876,930

(1) 分担金及び負担金

(単位：円)

予算現額	調定額	収入済額	収入済額			
			予算に対する割合	対前年度増減率	不納欠損額	収入未済額
4,001,194,000	4,001,194,000	4,001,194,000	100.0%	107.7%	0	0

分担金及び負担金は、予算現額40億119万4,000円に対して調定額及び収入済額も同額であり、収入済額を前年度と比較すると、2億8,437万1,000円(7.7%)の増額である。

なお、この収入は構成市町からの分担金で、内訳は次表のとおりである。

(単位：円・%)

年度 構成市町	令和6年度	構成比	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	備考
日進市	988,539,000	24.7	921,180,000	24.8	894,348,000	24.7	
みよし市	813,931,000	20.4	758,892,000	20.4	734,916,000	20.4	
東郷町	629,732,000	15.7	586,192,000	15.8	568,228,000	15.8	
豊明市	843,832,000	21.1	779,798,000	21.0	755,577,000	21.0	
長久手市	725,160,000	18.1	670,761,000	18.0	653,491,000	18.1	
合 計	4,001,194,000	100.0	3,716,823,000	100.0	3,606,560,000	100.0	

(2) 使用料及び手数料

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	3,902,000	4,641,000	4,641,000	0	118.9	100.0
R 5	3,140,000	3,184,600	3,184,600	0	101.4	100.0
差引額	762,000	1,456,400	1,456,400	0		

使用料及び手数料は、予算現額390万2,000円に対して、調定額及び収入済額は、464万1,000円で、内訳は、行政財産目的外使用料5,850円、消防関係申請手数料463万5,250円である。

(3) 国庫支出金

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	117,197,000	117,197,713	6,681,713	110,516,000	5.7	5.7
R 5	14,915,000	14,914,000	14,914,000	0	100.0	100.0
差引額	102,282,000	102,283,713	△ 8,232,287	110,516,000		

国庫支出金は、予算現額1億1,719万円7,000円に対して、収入済額は668万1,713円、収入未済額は1億1,051万6,000円で、設備等の納入遅延により、翌年度に繰り越した国庫補助金（緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金）である。

(4) 県支出金

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	1,248,000	1,248,000	1,248,000	0	100.0	100.0
R 5	1,273,000	1,272,000	1,272,000	0	99.9	100.0
差引額	△ 25,000	△ 24,000	△ 24,000	0		

県支出金は、予算現額124万8,000円に対して、調定額及び収入済額は124万8,000円で、石油貯蔵施設立地対策等交付金である。

(5) 財産収入

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	4,447,000	7,908,192	7,908,192	0	177.8	100.0
R 5	6,439,000	7,647,933	7,647,933	0	118.8	100.0
差引額	△ 1,992,000	260,259	260,259	0		

財産収入は、予算現額444万7,000円に対して、調定額及び収入済額は790万8,192円で、主な内容は、自動販売機の設置に係る庁舎等賃貸料286万円、物品売払収入476万円である。物品売払収入は、車両の更新に伴い、はしご付消防自動車等3台の車両を売却したものである。

(6) 寄附金

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	1,000	0	0	0	—	—
R 5	100,000	100,000	100,000	0	100.0	100.0
差引額	△ 99,000	△ 100,000	△ 100,000	0		

寄附金は、予算現額1,000円に対して、収入はなかった。

(7) 繰入金

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	50,115,000	50,115,123	50,115,123	0	100.0	100.0
R 5	81,896,000	81,896,637	81,896,637	0	100.0	100.0
差引額	△ 31,781,000	△ 31,781,514	△ 31,781,514	0		

繰入金は、予算現額5,011万5,000円に対して、調定額及び収入済額は5,011万5,123円で、財政調整基金繰入金である。

(8) 繰越金

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	137,330,540	137,330,663	137,330,663	0	100.0	100.0
R 5	98,071,000	98,071,349	98,071,349	0	100.0	100.0
差引額	39,259,540	39,259,314	39,259,314	0		

繰越金は、予算現額1億3,733万540円に対して、調定額及び収入済額は1億3,733万663円で、前年度の繰越金である。

(9) 諸収入

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	55,818,000	55,826,958	55,826,958	0	100.0	100.0
R 5	52,385,000	52,459,300	52,459,300	0	100.1	100.0
差引額	3,433,000	3,367,658	3,367,658	0		

諸収入は、予算現額5,581万8,000円に対して、調定額及び収入済額は5,582万6,958円である。主な内容は、派遣職員の人件費4,954万9,801円、高速自動車国道救急業務に関する支弁金146万2,980円、消防広域応援交付金210万7,910円である。

(10) 地方債

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算現額	対調定額
R 6	737,400,000	315,400,000	315,400,000	0	42.8	100.0
R 5	399,800,000	214,100,000	214,100,000	0	53.6	100.0
差引額	337,600,000	101,300,000	101,300,000	0		

地方債は、予算現額7億3,740万円に対して、調定額及び収入済額は3億1,540万円で、車両整備事業に係る地方債である。予算現額中4億2,200万円は、翌年度への繰り越しである。

3 歳出決算について

令和6年度の歳出決算額の状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

年度 款別	令和6年度		令和5年度		差 引 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
1 議 会 費	685,998	0.0	650,147	0.0	35,851
2 総 務 費	3,514,163,675	80.4	3,424,220,997	84.5	89,942,678
3 消 防 費	736,989,851	16.9	536,931,819	13.2	200,058,032
4 公 債 費	116,422,597	2.7	91,335,193	2.3	25,087,404
5 予 備 費	0	—	0	—	0
合 計	4,368,262,121	100.0	4,053,138,156	100.0	315,123,965

歳出決算額は、43億6,826万2,121円で、前年度との比較では、3億1,512万3,965円(7.8%)の増額である。また、予算現額51億865万2,540円に対する執行率は85.5%である。

各款の予算現額に対する執行率は、それぞれ、議会費83.2%、総務費98.8%、消防費51.5%、公債費99.9%である。

(1) 議会費

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額			翌年度繰越額	不 用 額
		金 額	執行率	対前年度増減率		
R 6	825,000	685,998	83.2	105.5	0	139,002
R 5	825,000	650,147	78.8	83.9	0	174,853
差引額	0	35,851			0	△ 35,851

議会費は、予算現額82万5,000円に対して、支出済額68万5,998円、執行率83.2%である。執行の主な内容は、組合議会議員報酬67万4,998円である。

支出済額は前年度と比較すると、3万5,851円(5.5%)の増額である。

(2) 総務費

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額			翌年度繰越額	不 用 額
		金 額	執行率	対前年度増減率		
R 6	3,556,872,000	3,514,163,675	98.8	102.6	0	42,708,325
R 5	3,477,681,000	3,424,220,997	98.5	100.4	0	53,460,003
差引額	79,191,000	89,942,678			0	△ 10,751,678

総務費は、予算現額35億5,687万2,000円に対して、支出済額は35億1,416万3,675円、執行率は98.8%である。

支出済額は前年度と比較すると、8,994万2,678円(2.6%)の増額である。

項別の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円・％)

年度 項別	令和6年度		令和5年度		差 引 額
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
1 総務管理費	3,514,001,675	100.0	3,424,062,777	100.0	89,938,898
2 監査委員費	162,000	0.0	158,220	0.0	3,780
合 計	3,514,163,675	100.0	3,424,220,997	100.0	89,942,678

総務管理費の執行の主な内容は、89.1％を占める給料、職員手当等及び共済費31億3,097万1,835円、職員健康診断等委託料715万5,160円、派遣職員（受入）負担金5,705万6,221円、光熱水費986万1,904円、長寿命化調査・基本設計業務委託料759万円、寝具借上料668万156円、豊明消防署スカイウォーク防水改修工事643万5,000円である。

(3) 消防費

(単位：円・％)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額			翌年度繰越額	不 用 額
		金 額	執行率	対前年度増減率		
R 6	1,429,996,649	736,989,851	51.5	137.3	679,750,584	13,256,214
R 5	800,173,290	536,931,819	67.1	103.3	252,379,540	10,861,931
差引額	629,823,359	200,058,032			427,371,044	2,394,283

消防費は、予算現額14億2,999万6,649円に対して、支出済額は7億3,698万9,851円、執行率は51.5％である。支出済額は前年度と比較すると、2億5万8,032円（37.3％）の増額である。また、翌年度繰越額は6億7,975万584円である。

目別の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円・％)

年度 目別	令和6年度		令和5年度		差 引 額
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
1 消 防 費	618,400,318	83.9	423,600,779	78.9	194,799,539
2 予 防 費	6,714,242	0.9	6,513,067	1.2	201,175
3 指 令 費	57,324,521	7.7	58,050,565	10.8	△ 726,044
4 特別消防隊費	6,830,472	0.9	5,525,320	1.0	1,305,152
5 日進消防署費	7,144,229	1.0	6,670,132	1.2	474,097
6 西出張所費	3,479,133	0.5	3,245,266	0.6	233,867
7 みよし消防署費	6,416,540	0.9	5,558,286	1.0	858,254
8 南出張所費	2,659,557	0.4	2,487,985	0.5	171,572
9 東郷消防署費	5,698,102	0.8	5,229,871	1.0	468,231
10 豊明消防署費	10,674,555	1.4	9,527,847	1.8	1,146,708
11 南部出張所費	2,718,375	0.4	2,527,357	0.5	191,018
12 長久手消防署費	8,929,807	1.2	7,995,344	1.5	934,463
合 計	736,989,851	100.0	536,931,819	100.0	200,058,032

執行の主な内容は、職員被服費 3,003 万 1,920 円、救急業務用資材費 1,562 万 6,754 円、水槽付消防ポンプ自動車 3 台、大型水槽車 2 台、救助工作車 1 台、高規格救急自動車 1 台、合計 7 台を更新した車両整備事業 4 億 8,953 万 3,800 円、救急救命士養成負担金 973 万 7,900 円、署所間ネットワーク専用回線利用料 1,013 万 9,052 円、指令施設保守委託料 1,066 万 5,600 円、デジタル無線保守委託料 1,174 万 8,000 円、デジタル無線基地局借上料 335 万 2,800 円、指令放送設備更新事業 1,024 万 3,200 円、各署所の訓練等消耗品費、光熱水費、車両燃料費等の経常的経費である。

(4) 公債費

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額			翌年度繰越額	不 用 額
		金 額	執行率	対前年度増減率		
R 6	116,423,000	116,422,597	99.9	127.5	0	403
R 5	91,422,000	91,335,193	99.9	204.8	0	86,807
差引額	25,001,000	25,087,404			0	△ 86,404

公債費は、予算現額 1 億 1,642 万 3,000 円に対して、支出済額は 1 億 1,642 万 2,597 円、執行率は 99.9% で、元金償還額 1 億 1,552 万円、利子償還額 90 万 2,597 円である。

(5) 予備費

(単位：円・%)

区分 年度	予 算 額	充 用 額	予 算 現 額	充用比率	不 用 額
R 6	5,000,000	464,109	4,535,891	9.3	4,535,891
R 5	5,000,000	259,290	4,740,710	5.2	4,740,710
差引額	0	204,819	△ 204,819		△ 204,819

予備費は、予算額 500 万円に対し、充用額は 46 万 4,109 円、充用比率は 9.3% である。
内容は、千葉県市原市で開催された全国消防救助技術大会の旅費として消防費へ充用した。

4 財産に関する調書

(1) 土地及び建物

(単位: m²)

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
建 物 (非 木 造)	本部庁舎	3, 191. 62	0. 00	3, 191. 62
	消防車庫	145. 80	0. 00	145. 80
	油庫	12. 40	0. 00	12. 40
	豊明消防署庁舎	3, 780. 92	0. 00	3, 780. 92
	主訓練塔	173. 25	0. 00	173. 25
	副訓練塔	108. 00	0. 00	108. 00
	救急消毒室	81. 00	0. 00	81. 00
	南部出張所庁舎	599. 37	0. 00	599. 37
	日進消防署庁舎	1, 719. 46	0. 00	1, 719. 46
	整備機材庫	100. 00	0. 00	100. 00
	油庫	12. 24	0. 00	12. 24
	西出張所庁舎	558. 00	0. 00	558. 00
	みよし消防署庁舎	1, 406. 12	0. 00	1, 406. 12
	整備機材庫	162. 80	0. 00	162. 80
	南出張所庁舎	334. 60	0. 00	334. 60
	倉庫	36. 00	0. 00	36. 00
	長久手消防署庁舎	1, 966. 97	0. 00	1, 966. 97
	整備機材庫	159. 36	0. 00	159. 36
	整備機材庫	48. 70	0. 00	48. 70
	救急消毒室	69. 30	0. 00	69. 30
	東郷消防署庁舎	1, 523. 57	0. 00	1, 523. 57
	整備機材庫	142. 75	0. 00	142. 75
	建物計	16, 332. 23	0. 00	16, 332. 23
土地 (本部庁舎・訓練場)		8, 431. 05	0. 00	8, 431. 05

(2) 車両及び消防用主要機器材等

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
			増	減	
消 防 車 両	はしご車	4		1	3
	高所救助車	1			1
	化学車	2			2
	救助工作車	3	1	1	3
	救助タンク車	5	2	2	5
	タンク車	5	1	1	5
	ポンプ車	2			2
	水槽車	5	2	2	5
	資機材搬送車	3			3
	重機搬送車	1			1
	重機	1			1
	救急車	13	1		14
	指揮車	1			1
	指揮調査車	2			2
	指令車	7			7
	予防連絡車	8			8
	支援車	2			2
	多目的車	1			1
	事務連絡車	6			6
通 信 用 機 器	指令台	3			3
	指揮台	1			1
	無線統制台	1			1
	自動録音装置	1			1
	自動出動指定装置	1			1
	発信地表示装置	1			1
	指令伝送装置	1			1
	地図等検索装置	4			4
	気象情報収集装置	1			1
	緊急通報装置	1			1
	愛知県高度情報通信ネットワーク通信設備	1			1
	119番通報訓練装置	1			1
	携帯無線機（400MHzアナログ）	162			162
	無線機（260MHzデジタル）	151			151

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高
			増	減	
消防・救助用機器	空気呼吸器	121	8	12	117
	送排風機	17		3	14
	三連梯子	22	3	3	22
	潜水器具	16	2	2	16
	油圧式救助器具	22	5	4	23
	救命索発射銃	3	1	1	3
	削岩機	11	1	2	10
	マンホール救助器具	5	2	1	6
	エアーマイティー	9	4	3	10
	簡易画像探索機	2			2
	熱画像直視装置	7	18		25
	空気式救助マット	4		1	3
	救命用ボート	6			6
	船外機	1			1
	放射線測定器	91		5	86
	陽圧式化学防護服	6			6
	除染資器材	1	1		2
	画像探査装置	1	1		2
	地中音響探知機	1			1
	夜間用暗視装置	1			1
地震警報器	1			1	
無人航空機	2			2	
生物剤検知器	1			1	
救急用機器	除細動器	22	3	2	23
	生体情報監視装置	0			0
	救急セット（先行救急用）	9			9
	心肺蘇生訓練人形(成人)	58	6	10	54
	心肺蘇生訓練人形(小児・ベビー)	21	2	2	21
	AEDトレーナー	40	6	6	40
	高度救命処置用訓練人形	9	1	1	9
	エアータント	4		1	3
	オゾン水除染システム	1			1
その他	煙体験ハウス	5	1	1	5
	講習用自動火災報知設備	2			2
	ミニ消防車	3			3
	消火体験装置	5			5
	高圧空気圧縮機	1			1

(3) 基金の状況

財政調整基金

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	100,000,000	20,616	100,020,616
合 計	100,000,000	20,616	100,020,616

消防施設整備等基金

(単位：円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現 金	521,211,058	139,441,600	660,652,658
合 計	521,211,058	139,441,600	660,652,658

むすび

令和6年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算審査の概要は前述のとおりである。

一般会計の決算総額は、歳入で45億8,034万5,749円、歳出で43億6,826万2,121円であり、前年度との比較では、歳入で3億8,987万6,930円の増額（9.3%増）となり、歳出でも3億1,512万3,965円の増額（7.8%増）となっている。

また、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6,484万9,044円の黒字となった。

以上のような決算の内容について、決算審査のみならず、各種監査を総括する意味で、次のとおり意見を申し述べる。

組合は広域化後、管内において、消防体制及び事務管理体制ともに統一的な体制が維持され、各市町において差異のないサービスの提供ができています。

しかしながら、管内は、宅地開発による住宅の増加や大規模商業施設の立地など、人口増加が続いている地域である。また、これからさらに加速していく高齢化によって消防・救急需要も高まることが予想され、体制の強化、職員の確保が重要となってくる。

一方、財政面では、車両の更新や施設の老朽化等により大幅に歳出が増加する中、自主財源を確保するために、用途を廃止した車両の売却及び各種基金の運用などを行っているが、さらなる歳入の確保と歳出の削減に努めていただきたい。

本組合の財政運営は、主に構成市町からの分担金により行われているが、構成市町の財政状況は、非常に厳しい状況にある。今後、車両を始めとした設備及び施設の更新等により、構成市町の負担が増加することとなる。車両等の設備や建物等の施設の更新においては、重要なことで実施する必要はあるが、その時期や内容を検討する中で十分な精査を行い、構成市町の理解を得られるよう努めていただきたい。

今後とも健全な経営に留意し、住民サービスの原点である消防力の堅持に努められることを要望し決算審査のむすびとする。

議案第 14 号

尾三消防組合職員定数条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、職員の定数を改める必要があるからである。

尾三消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員定数条例（昭和４７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「３５２人」を「３８０人」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員定数条例（昭和４７年条例第２号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員定数条例 昭和４７年１月７日 条例第２号 （定数） 第２条 職員の定数は、次のとおりとする。 （１） 消防職員 <u>３８０人</u> （２）・（３） （略）	尾三消防組合職員定数条例 昭和４７年１月７日 条例第２号 （定数） 第２条 職員の定数は、次のとおりとする。 （１） 消防職員 <u>３５２人</u> （２）・（３） （略）

議案第 15 号

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、仕事と生活の両立支援の充実を図るため、尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 15 条の 3 第 1 項」を「第 17 条の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 15 条の 4 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号。以下「育休条例」という。）第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 育休条例第 23 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号におい

て「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号 （介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 7 条の 2 任命権者は、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号。以下「育休条例」という。）第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号 （介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 5 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （新設）

新 旧 対 照 表

(3) <u>育休条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2. <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3. <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
---	---

新 旧 対 照 表

2・3（略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> （略）	2・3（略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第15条の4</u> （略）
--	--

議案第 16 号

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、仕事と生活の両立支援の充実を図るため、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年尾三消防組合条例第１号。以下「勤務時間条例」という。）第２条から第５条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「勤務時間条例」を「尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１号）」に、「勤務しない職員」を「勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場

合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」を「職員が育児休業法第19条第1項に規定する」に、「第23条」を「第23条第2項」に、「当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額」を「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）第12条第2項の規定に基づく勤務1時間当たりの報酬額」に改める。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事

由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月２６日 条例第１号 （趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項（育児休業法第１２条及び第１９条第６項において準用する場合を含む。）、第７条、第８条、第１０条第１項、同条第２項（育児休業法第１１条第２項において準用する場合を含む。）、第１４条及び第１５条（これらの規定を育児休業法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項から第３項まで及び第５項並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数_____を考慮して管理者が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。） （第１号部分休業の承認）	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月２６日 条例第１号 （趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項（育児休業法第１２条及び第１９条第３項において準用する場合を含む。）、第７条、第８条、第１０条第１項、同条第２項（育児休業法第１１条第２項において準用する場合を含む。）、第１４条及び第１５条（これらの規定を育児休業法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項_____並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。））を除く。_____） （部分休業_____の承認）

新 旧 对 照 表

第 2 0 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____ _____、3 0 分を単位として行うものとする。	第 2 0 条 <u>部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年尾三消防組合条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。</u>
2 <u>尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）</u> 第 1 4 条の規定により管理者が規則で定める特別休暇（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて<u>勤務しない職員（非常勤職員を除く。）</u>に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条の 2 第 2 0 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第 2 号部分休業の承認）</u>	2 <u>勤務時間条例</u> 第 1 4 条の規定により管理者が規則で定める特別休暇（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて<u>勤務しない職員</u>に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条の 2 第 2 0 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新設）
第 2 0 条の 2 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、</u>	

新 旧 対 照 表

<u>1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。</u>	
<u>(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該勤務時間の時間数</u>	
<u>(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき</u> <u>当該残時間数</u> <u>(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)</u>	(新設)
<u>第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u>	
<u>(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	(新設)
<u>第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	
<u>(1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分</u>	
<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u>	(新設)
<u>第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>	

新 旧 対 照 表

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 <u>職員が育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 2 3 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、<u>尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 8 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づく勤務 1 時間当たりの報酬額</u>）を減額して支給する。</u> (部分休業の承認の取消事由) 第 2 2 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 2 1 条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 2 3 条_____に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、<u>当該非常勤職員の勤務 1 時間当たりの給与額又は報酬額</u>_____）を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第 2 2 条 <u>第 1 3 条の規定は、部分休業について準用する</u>_____。
---	--

議案第 17 号

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、緊急消防援助隊として出動した場合の手当を人事院規則に規定している異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して支給される災害応急作業手当と待遇面で均衡を図るよう、総務省消防庁より助言として発出されたため、これに準じて改正する必要があるからである。

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 680 円」を「2, 160 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を改正する条例

新				旧			
尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年3月27日 条例第2号 別表（第2条関係）				尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年3月27日 条例第2号 別表（第2条関係）			
種類	支給の範囲	支給額	摘要	種類	支給の範囲	支給額	摘要
出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者 (2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円 1回 200円		出動手当	(1) 火災及びその他の災害に出動し、消火活動等に従事した者 (2) 救急事故等に出動し、救急業務に従事した者	1回 200円 1回 200円	
災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>2,160円</u>	出動手当と併給できる。	災害応急対策等派遣手当	大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した者	1日 <u>1,680円</u>	出動手当と併給できる。

議案第 18 号

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 事業名 | 車両整備事業（消防ポンプ自動車 C D - I 型） |
| 2 | 納入場所 | 豊明市沓掛町宿 234 番地 豊明消防署 |
| 3 | 契約金額 | 37,884,000 円 |
| 4 | 契約者 | 名古屋市東区矢田南一丁目 2 番 8 号
株式会社モリタ名古屋支店
支店長 土 居 典 生 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからである。

000

一般会計補正予算書

(第2号)

尾三消防組合

議案第 19 号

令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,327 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,327,565 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 25 日提出

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 繰越金		20,000	44,849	64,849
	1. 繰越金	20,000	44,849	64,849
9. 諸収入		55,733	2,778	58,511
	1. 諸収入	55,733	2,778	58,511
10. 地方債		87,400	△14,300	73,100
	1. 地方債	87,400	△14,300	73,100
歳入合計		4,294,238	33,327	4,327,565

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,658,127	132,915	3,791,042
	1. 総務管理費	3,657,965	132,915	3,790,880
3. 消防費		416,170	△20,636	395,534
	1. 消防費	416,170	△20,636	395,534
4. 公債費		214,116	△78,952	135,164
	1. 公債費	214,116	△78,952	135,164
歳出合計		4,294,238	33,327	4,327,565

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	尾三消防組合本部新庁舎設計業務委託	183,271	7	4,191	164,120	7	15,411
				8	41,030		8	50,930
				9	138,050		9	97,779

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	87,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	73,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

000

一般会計補正予算説明書

(第2号)

尾三消防組合

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8. 繰越金	20,000	44,849	64,849
9. 諸収入	55,733	2,778	58,511
10. 地方債	87,400	△14,300	73,100
歳入合計	4,294,238	33,327	4,327,565

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	3, 658, 127	132, 915	3, 791, 042
3. 消防費	416, 170	△20, 636	395, 534
4. 公債費	214, 116	△78, 952	135, 164
歳出合計	4, 294, 238	33, 327	4, 327, 565

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	132,915
0	△14,300	2,778	△9,114
0	0	0	△78,952
0	△14,300	2,778	44,849

2. 歳 入

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	20,000	44,849	64,849
計	20,000	44,849	64,849

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	55,733	2,778	58,511
計	55,733	2,778	58,511

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

1 地方債	87,400	△14,300	73,100
計	87,400	△14,300	73,100

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	44,849	前年度繰越金 44,849

1 雑収入	2,778	高速自動車国道救急業務に関する支弁金 1,975 公益財団法人ペガサス財団助成金 803

1 地方債	△14,300	車両整備事業 △14,300

3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 財産管理費	254,053	132,915	386,968				132,915
計	3,657,965	132,915	3,790,880				132,915

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

1 消防費	289,239	△28,892	260,347		△14,300	1,975	△16,567
2 予防費	8,073	803	8,876			803	
3 指令費	64,264	7,453	71,717				7,453
計	416,170	△20,636	395,534		△14,300	2,778	△9,114

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	211,030	△79,400	131,630				△79,400
2 利子	3,086	448	3,534				448
計	214,116	△78,952	135,164				△78,952

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	11,220	本部建替え関係業務委託料 11,220
24 積立金	121,695	財政調整基金積立金・利子積立金 121,695

17 備品購入費	△28,892	車両整備事業 △28,892
17 備品購入費	803	予防業務用備品 803
14 工事請負費	7,453	指令放送設備更新事業 7,453

22 償還金、利子及び割引料	△79,400	長期債元金 △79,400
22 償還金、利子及び割引料	448	長期債利子 448

議員提出議案第 1 号

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

提出者

尾三消防組合議会議員 川 嶋 恵 美

賛成者

尾三消防組合議会議員 大 島 令 子

尾三消防組合議会議員 川合 ともゆき

尾三消防組合議会議員 にしだ 亮 太

尾三消防組合議会議員 吉 野 ゆうと

尾三消防組合議会議員 加 藤 啓 二

尾三消防組合議会議員 菱 川 和 英

尾三消防組合議会議員 山 下 茂

尾三消防組合議会議員 伊地田 妙 子

尾三消防組合議会議員 鳥 羽 富士夫

尾三消防組合議会議員 林 久 子

尾三消防組合議会議員 三 浦 桂 司

尾三消防組合議会議員 毛 受 明 宏

尾三消防組合議会議員 清 水 義 昭

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、尾三消防組合議会の個人情報
の保護に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第５号）の一部を改正する条例

新			旧		
尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例			尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例		
令和５年３月２７日			令和５年３月２７日		
条例第５号			条例第５号		
（定義）			（定義）		
第２条（略）			第２条（略）		
２～９（略）			２～９（略）		
１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。 <u>第１２条第５項において「番号利用法」という。</u> ） <u>第２条第９項</u> に規定する特定個人情報をいう。			１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。） <u>第２条第８項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
１１～１３（略）			１１～１３（略）		
（利用及び提供の制限）			（利用及び提供の制限）		
第１２条（略）			第１２条（略）		
２～４（略）			２～４（略）		
５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで <u>及び第２９条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

新 旧 対 照 表

第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）			（個人情報ファイル簿の作成及び公表）		
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。			第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。		

新 旧 対 照 表

(1) ～ (9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル イ～キ (略) (2) ・ (3) (略) 3 (略)	(1) ～ (9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル イ～キ (略) (2) ・ (3) (略) 3 (略)
---	--

新 旧 対 照 表

(開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、_____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下_____「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下_____「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第 31 条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第 32 条 (略)	(開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第 48 条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) ・ (2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第 31 条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第 48 条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第 32 条 (略)
---	--

新 旧 対 照 表

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、

新 旧 対 照 表

同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。